

平成18年9月11日(2)

開議 10時02分

○議長 秋成茂信君

おはようございます。

只今の出席議員は14名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問、1日目を行います。

質問の順序は、発言通告書提出の順序といたします。初めに、古川哲也議員。

○3番 古川哲也君

おはようございます。只今から、壇上で一般質問をさせていただきます。

今回は、4点につきまして質問をさせていただきます。第1点としまして、中心市街地における市街地の整備・改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律についてであります。

いわゆる、まちなか三法ということであります。本年2月6日付けで、経済産業省の中小企業庁が法案を出しております。

この法案の目的は1つ、中心市街地は、様々な都市機能が集積する街の顔であり、地域の経済社会の発展に重要な役割りを果たしていることから、中心市街地における空洞化の進行を防ぎ、その活性化を図ることが重要である。また、近年に於ける急速な少子・高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化にも適切に対応する必要がある。

2、現行の中心市街地活性化法は、公共公益機能、業務機能、商業機能の多様な都市機能の集積促進策や、まちの活力の源泉である居住人口の増加推進策が必ずしも十分でなく、また、やる気のある市町村の計画を、国が重点的に支援する仕組みや、地域の発意による自主的な取り組みを促す仕組みが整備されていない、といった限界があるなどです。

この法案の概念としましては、1、題名の変更。2、基本理念、責務規定の創設。

3、国による選択と集中の強化。4、民間主導による多様な主体の参画。5、支援措置の大幅な拡充。6、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止などであります。

そこで質問であります。この法案の中身で、どのようなものが新しく出来て、どのようなものが廃止になるのか、お答えください。また、当豊前市では、どのようなことがこのことで考えられるのか合わせて、お聞かせください。

今、商工会議所がTMOを行っておりますが、一生懸命やっているようでありますが、まだ市民の認知は高くないように思われます。今後どのように支援するのも合わせてお聞かせください。

第2点としまして、公務員の倫理についてであります。昨今の新聞やテレビでは、度々公務員の不祥事が報道されております。先月は、福岡市の職員が、たまたま夏休み最後の週末、家族でカブトムシを取りに行った帰りの車に、飲酒運転で、なお過度のスピードオーバーで衝突し、幼い子供3人が亡くなるという痛ましい事件が起こったのは、記憶に新

しいことでもあります。また、町役場の職員は、4年前、運転免許証が失効しているにもかかわらず、無免許で飲酒運転をして、自動販売機に衝突したり、ご存知のとおり、岐阜県庁では17億円の裏金をつくり、使い道がないということで焼くという言語道断の事件が起きております。

また、同じようなことが、北海道庁や福岡県でもありました。国民の公務員に対する信頼は、地に落ちたようにさえ感じます。当豊前市も対岸のものとして考えずに対応して頂きたいと考えております。そこで質問であります、豊前市は、どのような取り組みをしているのか、お答えください。また、市民の信頼を得るために、どのような対策をお考えになっているかも合わせて、お聞かせください。

第3点としまして、補助金、負担金、交付金などのあり方であります。

本年3月、行政改革大綱に書かれております議会答弁でも、ゼロベースで考え直すと言っておりました。財政は、議会初日の監査役の発言で、平成17年度を単年度決算は、赤字になっているということでありました。そこで質問であります、現実問題でどのように考えているのか、お答えください。また、お金がないという理由で、全てのものを減額や切ってしまうものではなく、必要、不必要をはっきりと考え、メリハリのついたものにしなければならないと考えておりますが、如何でしょうか。

また、お金を出しているものにつきましては、チェックするという考えから、総会などに職員を出席させたり、説明を受けさせたりするのは当然のことだと思っておりますが、このことも合わせてお聞かせください。

第4点目といたしまして、前回の関連で市町村合併についてであります。

私の考えであります、この問題はエンドレスで終わりはなかなかないように思われます。合併をしなければ国や県がムチの部分を使いますし、合併しても、更なる合併を求めてきます。そこで市長にお尋ねしますが、6月議会以降、どのような流れになっているのか言えることで結構ですから、お聞かせください。以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

古川議員のご質問の1番目の中心街に於ける市街地の整備改善、活性化の一体的推進に関することにつきましては、商工観光課長と都市計画課長からの答弁にいたします。

2番目の公務員の倫理につきましてはの質問は、総務課長からの答弁。3番目、補助金、交付金、負担金などの考え方については、財務課長からの答弁で、私は、4番目の前回の関連としまして、市町村合併の6月議会からの動きについて、壇上からご答弁させていただきます。

去る9月1日、豊前市と吉富町で、第4回目の合併に関する勉強会を、吉富フォーユー会館で開催し、テーマは、福岡県市町村合併推進構想及び福岡県市町村合併支援プランに

ついて、福岡県合併支援室より説明を受けました。合併推進構想につきましては、規模、能力の充実が最も求められている人口1万未満の市町村の合併を推進し、合併後の市町村が、より自立した行政主体となるよう、できる限り大きな枠組みで合併を進めていくという内容でした。また、合併支援プランにつきましては、合併に向けた組織を一層推進し、合併市町村の行財政能力の向上を図るためには、県職員の派遣、県事業の重点的な実施等に配慮するという内容でした。今後の豊前市と吉富町につきましては、執行部の方は、今やっているわけでございます。議員同士の勉強会なども漏れ聞くところもあるわけでございます。議員の皆さんと協議しながら、合併実現に向けて努力してまいります。以上です。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長、答弁。

○商工観光課長 後小路一雄君

中心街に於ける市街地の整備改善及び活性化の一体的推進に関することにつきまして、ご質問にご答弁申し上げます。

まちづくり三法とは、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法を言います。旧法は、平成10年に制定され、市街地整備、商業振興策を中心に様々な対策が講じられましたが、今回の改正は、まちなか居住、都市福利施設の整備を加え、生活空間として再生させ、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現を狙いとしたものがあります。

また、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の設置が法制化され、その計画については、内閣府が直接、認定することになっております。認定基本計画への支援措置としましては、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化及び公共交通機関の利便増進等、新設または拡充されており、基本的に選択と集中を掲げ、多様な都市機能の増進と、商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村に重点的に支援することにしたことが、大きな改正点であります。

次に、豊前市にとって、どのようなことが考えられるかとの質問でしたけれども、今回の改正法の計画の認定につきましては、ハードルが高いと説明がなされておりますが、民間主体で多様な関係者の参画による中心市街地活性化協議会を設置し、協議、議論する中で、関係者の創意と工夫、また企業者や地域住民等がやる気を喚起し、各種の事業展開ができる道が開けるものと期待しています。

次に、TMO事業中小小売商業高度化事業につきましては、平成14年8月に認定されて以来、今日まで20種類以上の事業を実施、一定の成果を上げていると評価をしているところであり、今後も事業メニューの見直しを含め、その効果の期待できる事業等、引き続き委託していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長 秋成茂信君

都市計画課長、答弁。

○都市計画課長 竹本 豊君

まちづくり三法の関係、都市計画サイドからのお答えをいたしたいと思えます。今回の新法につきましては、生活者の視点に立った暮らし、賑わい再生事業と、まちづくり交付金事業の更なる拡充と、まちなか居住の推進、中心市街地における空き店舗への大規模小売店舗出店時の規制緩和、空き店舗利用事業に対する税制の拡充、更には、公共住宅や図書館、病院等を中心市街地へ集積させ、中心部をまちの顔と位置付け、歩いて暮らせる安全なまちづくりを狙いとしたものとなっております。

また、従来の一律的支援から選択と集中により、真にやる気のある地方自治に、手厚い支援が向けられることも大きな改正点でございます。特徴としましては、土地区画整理事業の保留地特例、中心市街地公共空地等の管理制度、中心市街地共同住宅供給事業、大規模小売店舗立地法の特例、共通乗車船券の特例認定などが創設され、中心市街地の復権、利便性の向上を目指しております。

そこで豊前市では、どのようなことが考えられるかということでございますが、本市におきましては、ここ数年、中心部周辺で街路網の整備が進みつつあります。面的整備におきましては、赤熊南土地区画整理事業が完成間近でございます。

また、今週には、東九州自動車道の整備が正式に決定いたしました。まちづくりの条件は整えつつあると思っております。近い将来、中心部においては、基幹連絡道整備、北高跡地の開発、市の顔である宇島駅周辺整備等が課題になると思っております。

今回の改正で、少子・高齢化や人口減少などの問題、生活者の視点に立ったコンパクトシティづくりに道が開けるものと期待しております。財源が非常に厳しい中ではありますが、今後は、民間事業者の参入、地域潜在力の更なる発掘等行いまして、身の丈にあった事業展開を模索していく必要があるかと思えます。

関係の皆様のご支援につきまして、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

おはようございます。公務員の倫理についてのご質問でございます。

1点は、市の取り組みと市民の信頼を公務員として、今後どのように考えていくのかの観点でのご質問と承知しておりますが、昨今の公務員の不祥事につきましては、誠に申し訳なく深く反省いたしております。特に最近、新聞紙上をはじめ、マスコミに国・県・市町村あげて公務員の不祥事が、毎日のように取り上げられておりまして、特に、議員もご指摘頂きましたが、8月末の福岡市の職員の飲酒による幼い3人の尊い子どもの命を奪った事件については誠に遺憾であり、深く私どもも肝に銘じて反省し、このようなことを豊前市から起こさないように決意をする覚悟でございます。また、激しい憤りも感じていると

ころでございます。

また、その後、たて続けに大分県でも飲酒による事故が起こっておりまして、当て逃げしているという報道がありまして、どうして、このように最近、公務員の中で、たて続けに不祥事が起こるのか、身を切られるような思いでございます。私どもといたしましても、機会あるごとに職員に啓発しておりますが、最近の状況を見ますと、甚だ無力を感じているところでございます。

当市といたしまして、8月31日に、男女平等参画の研修会がありまして、この席で全職員に対し、冒頭で公務員としてのモラルの重要性、倫理観等について、厳しく再確認をして頂いたところでございます。また、その後の定例の所属長連絡調整会議においても、管理職を通じて、一層の綱紀粛正を徹底するようにお願いをしたところでございます。

今後につきましても、当市から、このようなあってはならない出来事を発生させないためにも、研修会等あらゆる機会を利用しまして、職員一人ひとり、更なる意識の徹底を図るとともに、もし万が一、このような不祥事を起こした場合については、厳正なる処分に対処する所存でございます。深くこのような公務員の不祥事を反省しながら、他山の石とせず、今後も綱紀粛正に努めてまいりますので、議員の皆さんのチェックと、厳しいご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

私の方から補助金、負担金、交付金などの考え方について、お答えいたします。

補助金、負担金、交付金の見直しについては、集中改革プランで、ゼロベースから見直すこととし、補助金総額の10%削減を目標に掲げております。目標達成のため、現在、集中改革プランの中にも示しておりますが、見直し基準に基づき、各担当課で公平性、公益性、必要性、金額の妥当性等について精査中でございます。その結果を受け、各補助金等の方向性、継続するか、減額するか、廃止するかを判断してまいりたいと考えております。次に、お金を出している団体等に、総会時などに市職員が出席しないといけないのはいか、また、説明を求めなければいけないのではないかとのご質問でございますが、総会に出席するかしないかは、担当課の判断といたしておりますが、補助金等の使途については、真に目的にかなっているかの確認は必要かと考えております。これにつきましては、豊前市補助金交付規則に沿って、予算執行の適正化に努めているところでございますので、ご理解の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

それでは、自席より再質問をさせていただきます。まず、1番目の中心市街地のまちなか三

法のことであります。これは中心市街地ということですが、商工課長にお尋ねします。豊前は今、合併論議があります。もしもの話ですが、豊前と吉富が合併したときに、豊前の中心市街地は宇島駅中心で区画がありますね。吉富にも中心市街地があるとすると、合併したときには2つになるのか、1つになるのか。1市に1つになるのか1市に2つになるのですか。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長。

○商工観光課長 後小路一雄君

今回の改正点の中の基本方針の中に、中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項がありまして、その中には、原則的に1市町村、1区画となっておりますが、地域の実情により複数存在する場合も考えられるとあります。従いまして、この基本計画が認定について、どのように判断されるかということになるかと思えます。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

その前にもう1つ聞くのを忘れていました。大店舗法が変わって、今からは、まちなかしか大型店はできない。ここでは三光さんやら大型店がありますね。この法律でいくと郊外店はつくることはできないと考えてよろしいですかね。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長。

○商工観光課長 後小路一雄君

今度は、都市計画法になるわけですが、大規模集客施設に係る立地規制が今度出されております。これは商業地域、近隣商業地域及び準工業地域以外の用途地域区内においては、床面積の合計が1万㎡を超える店舗、飲食店は原則として建築してはならないとありますので、このことについては、今後、規制がかかります。しかしながら、施行の期日については、今のところ平成19年11月頃であろうということで、段階的に、この規制がかかっていくということのようであります。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

前の議会でも言ったことがあると思いますが、中心市街地の活性化法の新しいのができまして、その市街地の区割りを、今の区割りでなく拡充したらどうか、と提案させて頂いたことがあります。何故かという、北高と築上中部の一等地があくわけであります。そういうところまで、中心市街地を広めて、この法律をうまく使うようにできないだろうかということですが、このことについて、どういうふうを考えられますか。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長。

○商工観光課長 後小路一雄君

その区域につきましては、今回の改正で、まちなか再生、まちなか居住、都市福利施設の充実・拡充ということをやっておりますし、認定に際して3つの要件があります。まず集積要件、商業小売業者がどのくらいおられるのか。それから趨勢要件、その空洞化、或いは、空洞化が予想される地域、そして、広域効果要件ということで、中心市街地のみならず市全体が影響がある、或いは、周辺の都市圏全体の発展になるような効果が期待される地域であるという3つの要件があるわけで、これに合致すれば中心市街地として認定されることになろうかと思えます。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

まちなかに広い土地が生まれる。この利用の仕方というのは答申が出ておりますが、考えていかなければならないことだろうと思えますので、そのことは頭に入れておいて頂きたいと考えております。

この問題で最後に、TMOのことです。平成14年8月から議会の承認を受けて商工会議所がTMOになりました。いろんな活動をして頂いております。私は今、商店連盟の会長も兼ねていますので、この前の夜市のときとか、びっくり夏祭りのときとか、TMOに非常に協力して頂いております。確かに一生懸命して頂いておりますが、関係する人にとっては、すごくありがたいと思えますが、一般の市民には、認知度が低いんじゃないかと感じています。そこで、今ソフト事業が多いのですが、TMOの担当者と話してみますと、豊前市でも空き店舗が70店舗ぐらいあるということでもあります。

お隣の行橋市さんは、家賃補助をしたみたいですが、あまりうまくいってないという結果が出ています。豊前市は、空き家対策についてTMOを利用して、どのように考えていく気があるのでしょうか、お答えください。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長。

○商工観光課長 後小路一雄君

支援につきましては、冒頭に答弁申しましたとおり、事業メニューの見直しと、ちょうど5年になりますので、見直しの時期にきております。ご質問のとおり、空き店舗対策、空き地について、今後、改正で支援があるということですので、そういったところに目を向けてTMOをお願いしたい。これも議員の皆さん方の同意を頂かなければできませんが、そういったことで今後、協議していきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

このまちなか三法がかわりまして、よく熟知して頂きまして住みよい中心街をつくって頂きたいと思っております。

次に、2番目の公務員の倫理についてであります。先ほども言いましたが、岐阜県で17億円の裏金があって、使い道がどうして使っているか分からないで最後に焼いた。

その後、焼いたのは間違いで、飲食に使ったというような発言もされていますが、総務課長、豊前市は裏金はないですね。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

断じてございません。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

総務課長から素晴らしい発言がありました。豊前市には、裏金はないということであります。皆さんの税金であります。公明正大、公正・公平に使って頂きたいと思えます。

豊前市には、戒告、訓告などの罰則がありますが、それは何段階ありますか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

多分、処分のことだと思いますが、戒告、減給、停職、免職の規定になっております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

これは新聞に出ていましたが、千葉県は飲酒運転したときは、匿名であるけれど公表するというのですが、豊前市の場合はどういう考えがありますか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

飲酒並びに酒気についてであります。今のところ、関係機関から我が方に連絡が確実に来るようなシステムになっておりません。そういった問題もありますので、今後そういった問題も含めまして、関係機関と調整いたしまして、上司ともよく協議して、卑しくも公務員の中から、特に、当市からそういう不祥事があるとはならないことでもありますので、厳しく対応していく方向を目指して、関係機関との調整に入りたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

これも新聞報道ですが、自己申告制で警察から飲酒運転で捕まっても、自己申告制でなければ警察から飲酒運転で捕まったよ、ということはないから、なかなか把握するのは難しいと思います。しかし、昔はこう言われていました。週休2日になったので、公務員が率先してしないと他の企業さんもついてこないとか。産休、育児休暇をとるのも、公務員がしっかりとらないと、普通の一般企業はそういう対応をなかなかしてくれないということがあります。

だから倫理的にも、公務員の倫理は崇高なところに持っていかなければいけないと思います。崇高なところに持っていくと、他の企業も公務員がこんなことをしたら懲戒免職になるとか、減給処分になるんだということになったら、他の企業も、それに対する考え方も変わってくると思います。そこで、今、何段階か処分があるでしょうが、倫理的に高いところに持っていかなければならないと考えていますが、そのことについて総務課長、私的な考えで結構ですから、お答えください。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

当然、ご指摘のとおり、公務員は単にモデルとなるような行き方を求められているということについては、自覚している一人でございます。ただ自覚と実行力の間乖離がありまして、今日の不祥事になっている。最近の状況を見ますと、毎日のように公務員の不祥事が新聞報道されていまして、こういった面で、信頼回復のためには、まず、厳しい対応を公務員が自ら科しながら公表し、情報の公開と市民のチェックが行き届くような環境をつくっていかなければならない。ご指摘のように、公務員が他のモデルになるように厳しい内容で臨んでいくのが、昨今の市民の期待する公務員像であると確認しておりますので、私もそのような道を歩いていきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

大変素晴らしい答弁ありがとうございます。確かに倫理的には私たちも、もしこういうことをすれば、すぐ胸のバッチがなくなるわけでありまして。公僕という言葉も昔、使っていました。やはり倫理を高く持って、私は豊前市役所の職員だ、と胸をはって堂々と言えるような、素晴らしい職員になって頂かなければならないと考えていますので、このことについては、市職員、外部の方も含めて、倫理的に徹底してモラルを伝えておいてください。お願いしておきます。

次に、3番目に、補助金、負担金のことですが、出している所のチェック、総会に出席は今、その課に任せていると言われました。やはりいくらかでもお金を出している所は、市の財政は監査がチェックし、議会がチェックし、またオンブズマンがいる所はオンブズマンがチェックすると、いろんな機能があります。お金を出している以上は、責任もあると思います。そこら辺のお考えはどうですかね。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

お答えいたします。当然、その補助金の目的が、その目的どおり使われているかは確認することが必要でございます。現在、補助金については、豊前市の補助金交付規則がありまして、その中で必要があれば立ち入り検査等も行えるとなっております。各課から事業が終わりましたら、私の方に事業報告が上がってまいります。その中でチェックしまして今度は、一般市民の方に情報公開していくということで、平成12年度から、そういう形で制度を改めてやっております。以上です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

財政の厳しい折、補助金の必要、不必要をチェックして、全体的に減らしていくような形になるでしょうが、やはり必要なものは必要であります。要るのは要ります。だから、絶対必要だという所は、もっと厚く補助してもいいと思います。ただ、お金がないというので、減らすのを念頭においてものを考えるのじゃなくて、少子・高齢化にどんどんっていく。社会情勢も変わっていく中で、ここは必要だという所は厚く、ここは役割を終えたのじゃないかというはなくしていく、または減額していくというメリハリのついた補助金になっていかなければならないと考えていますので、その辺は皆さんも同じ考えであると思いますが、これからの予算編成の時には、考え直して頂ければありがたいと思います。

8月25日の毎日新聞で決算の回答拒否、豊前市、不明朗支出多いという京築欄で出ております。読みましようかね。

自家用車を購入する際に、必要な車庫の確認業務を行っている豊前・築上自家用自動車組合が、05年度決算に関する質問表への回答を、1ヵ月以上、放置していることが分かったということが書かれております。05年決算によると、6月5日の総会で承認されていると。回答は詳細が事務局長に任せてあると話して、事務局長は不正に使っているわけではない。個別に回答する必要はないとしている。市総務課は、協会に報告義務はないが公金を支出している以上、市が説明を受けるのは当然だ、と話しているということが書いてありました。

お金は何百万円も補助しているわけではなく、毎年1万5000円の負担金として出されている。負担金を出している以上は、総会は6月5日に行われていますが、総会に出席されましたか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

その件だけに答えますと、この10年間、総会の案内は受けておりませんし、出ておりません。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

お金の大小にかかわらず、豊前市から支出するのは元々は市民の税金であります。税金を支出するに当たって、説明ができないような所には、どうなのでしょうというのは私も個人的に考えられます。そういうところが問題がありますが、この団体はどういう団体か分かりませんが、車庫証明の確認業務を県から委託されている団体だそうであります。市長、説明ができないとか、説明しないという団体には、負担金をこれから考え直すという考えはないでしょうか。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

自家用車組合から案内を貰ったことは1回もありません。後、築上郡のほうも負担しているのかなという調査もしなければならぬなと思っておりますし、一度きちっと話して意にそぐわないならば対応していきたいと思えます。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

市長の答弁のとおりだと思います。やはりちゃんとした使い道をして、ちゃんとした予算を組み決算ができて、ちゃんと監査を受けているなら、そういう団体はいいんですが、答えられない団体には、補助金も考え直さなければならぬんじゃないかと思えますので、ここら辺は、市の職員が総会等に行って説明を受け、聞く、また質問するというところを行って頂きたいと思えます。補助金、負担金を出している所には、総会とか集まりがあるときは、市の職員に行ってもらいたいことを考えます。

1点だけ例を挙げますと、市が八百数十万円、汐湯の里に補助金を出していますが、福祉の所長が監査役になっています。監査役で職員がおるので、そういう状況をつくらないといけないと思えますが、総務課長、如何でしょうか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

それぞれの団体に、それぞれの性格がありまして、また、私どものいたしている内容に係るような問題もありますので、ご指摘頂いている件については、一般論で言いますと、補助金、負担金に対しましては、具体的には、その執行状況についての決算報告並びに内容が分からない場合は説明を受ける。また必要に応じて立ち入り調査すると、内部規定になっておりまして、そういった面から見まして、説明をしないということでは非常に困るわけですから、市としても不転の決意で、きちっと説明して頂くことを求めますし、また、この種の問題を曖昧にすることはできないと考えておりますので、執行部としては責任をもって、この種の問題については、議会のほうに説明ができるように善処していきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

いろいろ難しいことがあるのですが、支出しているお金は税金でございます。私たちが商売で儲けているお金と、意味合いが全然違うことでありまして、説明ができるちゃんとしたお金の使い方をしている、と言えるような所に支給して頂きたい。また、総会等に案内状がこないと行かれないということがあるでしょう。しかし、そういう所に出席させてもらうという考えになって頂いて、明朗な会計をして頂くようお願いいたします。

最後に、市町村合併の件であります。今月来たやつで、福岡県の新しい形というのが表面に出ています。合併した所のみやこ町、築上町、上毛町、嘉麻市、久留米市と合併した所が出ています。1枚開けると更なる市町村合併を推進しますと、合併推進が望まれる地域。現に飯塚市は飯塚市、筑穂町、穂波町、庄内町、穎田町が合併しているにもかかわらず、まだ桂川町、嘉麻市と合併せよ、というようなラインが引かれている。

要するに合併しても、そこが終わりではないで、次に更なる合併を県は求めてくることだと思います。前の橋を渡らないと、次の橋は渡れないというのは当たり前ですが、市長。やはり合併については、政治的決断、市長のリーダーシップが必要であります。それは市長も自分でお分かりになっておられると思います。議会も合併推進する議員の方が多いうように私思いますが、議会と協力して、こうして頂きたいと、市長、何か提案できることがあれば、お願いいたします。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

今、福岡県の方向が出まして、八女市、瀬高が新法です。その次になっているのが、福岡県は吉富と豊前だけという考えです。ただ、吉富の場合は、来年の3月に町長選と町議選がありますから、なかなかそれが簡単にいかないだろうと思います。

今、執行部として4回の勉強会をしました。5回目を何にするかということは、まだ決めておりませんが、豊前市議会と吉富町議会で勉強会を発足しましたら、豊前市の執行部と吉富町の議会の有志の方と勉強していくという部分もあろうかと思っています。

要は自分のまちは知っているけれども、相手のまちは知らないんですよ。そして、30年前の話を今したり、特に、現状の財政の問題の認識、財政がきちっとできなければ、一緒になってもやって行けませんので、財政をどのくらいきちっとやっていくかということだろうと思いますから、そのテーマだけでも、豊前市の財政は頑張っていますから、吉富町の議員さんとテーマを持って勉強したらどうかということぐらいですかね、今考えているのは。いずれにしても、今月が終わりましたらどうするか、議会の方とも相談していきたいと思っています。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

最後に、県だよりに載っていることで、合併に取り組んでいる人に聞きましたということで、合併は手段であって目的ではありません。目的は10年、20年先の将来に向けたまちづくりですと言っております。市長が言われたとおり、財政が将来に向けて、私たちの子どもが豊前市に住んでよかったな、というまちづくりをつくって頂くように手段も使っていくという考えで、まちづくりを行って頂きたいと考えております。

これからも、もっともっとよくなる市をつくって頂くことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 秋成茂信君

古川哲也議員の質問を終わります。

次に、尾澤満治議員。

○1番 尾澤満治君

おはようございます。毎日暗いニュースの中、9月6日には、秋篠宮家に男の子が誕生されるという明るいニュースが飛び込みました。本当におめでとうございました。

今回は2点について質問させていただきますので、執行部の前向きな回答をお願いしたいと思います。

1点目は防災についてです。9月1日は防災の日、9月9日は、救急の日と言われ、全国各地で防災についての催し物が開催されていました。また今日9月11日は、アメリカ同時テロから5年目の日でもあります。

1項目は、飲酒運転撲滅についてです。先ほど古川議員からもありましたように、8月2

5日の福岡市職員による飲酒運転により、3人の幼い命を奪い、本人は身分や飲酒発覚を恐れ逃走、途中で車が壊れ逃げ切れないとあきらめ、今度はかわりに運転していたことにしてくれないかと、友人に身代わりをお願いし、断られると大量の水を飲んで隠そうとしていたそうです。このような事故の通達も救助活動もせず、自己中心的な行動をとり、隠蔽工作を行ったと新聞報道されていました。

ご家族のご心情を察し、心からご冥福をお祈りし、今回の事故を教訓に飲酒運転の処罰を厳しくし、絶対にこのような被害者を出さないような防止対策として、執行部の考えを聞かせて頂きたいと思えます。

また、今回の事故に歩道の防護柵が、あんなに簡単に崩れるとは思いませんでしたが、国の基準に合格しているでしょうが、このような事故が起これば、その現場にあった基準にし、事故防止に努めなければならないと思えます。また、豊前青年会議所や、各PTAが出されているハザードマップ等を利用して、また、区長会等のご協力を頂き、民間組織との連携を図り、危険箇所の再点検を行って頂きたいと思えますが、執行部の考えを聞かせて頂きたいと思えます。

3項目としまして、防災体制についてです。前回は質問いたしました。最近の雨の降り方をみますと、スコールのように激しく降り、はけ切れず冠水する傾向があります。

今このような災害が発生した場合、公的な援助が到達し、その機能が十分に発揮されるまでの間、避難誘導や救助、救命、避難の世話などに当たる防災士を県が養成しています。市として、人材育成及び地域との連携を図る意味でも、防災士を育成する計画はないのか、お伺いしたい。また、全国の警察学校で、中堅警察官昇任の授業のカリキュラムに、救急法やAEDの取り扱いの訓練を盛り込む通達を検察庁が出したそうです。

そこでAEDの取り組みを、豊前市は早くから取り組んでおりますが、今の取り組みの現状を教えてくださいと思えます。

次に、児童体験学習の実施についてです。先日、学童50名で岩岳川河川学習会を開催しました。主旨として川の役割や自然の怖さ、素晴らしさを体験することにより、生き物の命の大切さ、自然環境保全の重要性を確認できたと思えます。このような体験学習を授業のカリキュラムに取り入れて頂けないか、お伺いしたいと思えます。

また、最近、青少年の犯罪が低年齢化して、毎日マスコミで報じられています。豊前市におきましても、2年前に駐在所が各地区から廃止され、コミュニティの場所がなくなりつつあるこの地域の青少年の犯罪はどうか、お伺いしたいと思えます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

ご質問の飲酒運転撲滅につきましては、総務課長から。交通安全対策につきましては、

建設課長、総務課長からの答弁。教育問題の体験教育につきましては、教育長。

青少年の犯罪につきましては、社会教育課長から答弁をいたします。

私は、壇上から防災体制について、ご答弁申し上げます。答弁書を前もって書いておりますので、まず読まさせていただきます。

はじめに、市民と一体となった防災体制の確立につきましては、未だ当市は確立できておりません。議員のご提案のように、小さな集落単位で市民と一体となって防災に取り組むことは大変重要であり、望ましい姿であります。防災は住んでいる地域の過去の被害の状況、水路及び道路側溝の排水状況、また、避難場所はどこが適切か、経路はどうか、集落の方々への連絡方法は、声かけによる早目の避難と、そこに住む皆さんの持っている情報、自治能力は有力な財産であります。

地域を守る体制の確立と、安全・安心なまちづくりを目指し、公民館単位の防災体制の確立、防災リーダーの育成等を今後の研究課題とさせていただきます。

福岡県では、自主防災組織の支援及びリーダー育成事業を、年1回実施しております。今後、市民に参加要請をし防災力の向上に努めてまいります。

次に、AED自動体外式除細動器の状況について、お答えをいたします。

心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器は、市内に28台あり、小中学校、各種公共施設に設置しております。市内全地域に設置していますので、多くの市民の皆さんに講習を受けて頂き、一人でも多くの命を守るために、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、防災士の育成について申し上げます。防災の専門知識を備え、防災時に地域リーダーとなる民間資格であります防災士は、全国で1万2800名が認証を受け、そのうち福岡県では429名の方がいます。資格取得には31講座が義務付けられ、受験料、登録料として最低でも7000円が必要となります。31～40講座を学ぶため、年15日間ぐらいの日数が必要で、その上、救急救命講習終了証書取得も義務付けられております。現在のところ県が窓口となり、福岡市で講座が開催されております。

今後の課題として勉強していきたいと考えております。以上です。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

体験学習についてのご質問に回答申し上げます。体験学習は、子どもを生き生きと活動させ、深い認識や協力、協同の精神を生み出す学習方法の1つとして大変効果があると考えております。各学校においては、各教科、特別活動、道徳、総合学習の中で計画的に、学年に応じて校外学習や社会見学などを通して観察、調査、見学、飼育、勤労、奉仕などの体験活動を行っております。

1つの例ではありますが、本年度市民体育館横の干潟で、小学校3、4年生を対象に、地域

の自然環境に興味を持たせるなどの目的で、近隣の小学校が実施しております。
河川などの体験学習につきましては、特に、地域の自然や動植物に詳しい地域の方の協力が必要とされております。地域の皆様方には、ご協力、ご意見を頂きながら、今後も地域の自然、社会を学ばせていきたいと考えております。

次に、青少年犯罪についての対策ですが、子どもたちを犯罪から守る、犯罪を犯させない対策は、各学校で安全教育の一環として、その都度、行っております。

登下校の交通安全教育、不審者対策、児童・生徒のいじめ等の対策、問題行動の対策、教職員の児童・生徒に対する防犯安全教育、教職員に対する教育、非常時の対策、保護者地域に対する安全教育のお願いなど、現在の学校教育での安全教育対策は、数限りがないぐらいたくさんありまして、しかしながら、毎週のように起こっている青少年犯罪については、これという特効薬がないのが現状だと思っております。

豊前市では、登下校の危険箇所を調査したハザードマップの作成、防犯ブザーの配布、子ども110番の家、110番の車ステッカーの作成、防犯パトロールのたすき配布、地域の見守り隊、スクールガードリーダーの事業による学校パトロールなど、その都度、対策をとってきました。学校教育では、抑止的な対策として一定の効果を期待しております。今後も、児童・生徒の安全対策は全力で行いますが、どうか地域の方々の協力を得ながら、より効果ある対策をとりたいと考えております。以上です。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

防災についての飲酒運転撲滅についてのご質問と、安全対策の危険箇所の確認はどのようになっているか、ということに対してのお答えをいたします。安全施設の整備状況につきましては、建設課長から答弁をして頂きたいと思っております。

まず、飲酒運転撲滅についてでございます。飲酒運転の事故につきましては、1999年11月に起こりました、痛ましい大型トラックの飲酒運転での幼い姉妹が死亡しました事件を契機に、お父さん、お母さんの粘り強い取り組みの結果、2001年12月に刑法が新たに新設されまして、2002年6月に改正道路法が施行されまして、ご案内のとおり罰則が強化されました。その影響でかなり一旦減少をみたところでありますが、当初の抑止効果が薄れまして、昨年から残念ながら、また増加傾向にあると言われております。

特に、古川議員の質問でもお答えしましたが、8月25日に起こりました福岡市の職員によります事故は、一瞬にして3人の命を奪う非常に痛ましい事件でございます。

このような悲惨な事件が起こったにもかかわらず、今日も公務員の飲酒による不祥事が報道されるという残念な状況が続いております。

豊前管内でございますが、私どもの調査によりますと、平成18年1月から7月までの間に管内で17件のこの種の摘発を見ていると聞いております。また、このような状態を踏

まえまして、署としましては、飲酒運転取締りを徹底的に年内行なうという報告も受けております。市の職員に対しましては、機会あるごとに公務員としてのモラルの確認と、綱紀粛正を徹底して指示しているところでございます。

このような事件は、決して起きてはならないことではございますが、万一起こった場合の処罰規定については、条例で制定しておりますが、本市には、具体的に細かく条例を決めておるわけではございません。豊前市の職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例は、具体的には国の人事院より通知された国家公務員懲戒処分の指針に基づき、厳正なる処分を行っていくというのが確認されている内容でございます。

未だに後を絶たないこのような反社会的な行為に対しまして、一部、社会全体が容認する風潮があるのではないかと、言われていることもありますが、こういった事故が、被害者のみでなく加害者の生活、或いは、公務員全体の信用失墜というような大きなダメージを与えるわけでありますので、今後とも市民の皆さんに、こういう飲酒の撲滅運動の協力をお願いするとともに、私どもも中心となって指導的立場で、関係機関と連携を取りながら、一層邁進に努めていく決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、交通安全の危険箇所の把握はどのようになっているか、というご質問ですが、平成18年1月1日から8月31日までの期間で、人身事故の発生件数は、市内140件、負傷者185人、死者4人となっております。依然として、本市は、交通事故が多発しております。

豊前警察署の発表によりますと、事故原因の67%は、わき見運転という報告を頂いております。事故の中で高齢者による、或いは、高齢者が被害に遭う事故が多発しています。その中で、特に、死亡事故が発生しました重要危険箇所は、市民の皆さんは国道で起きているのではないかとお思いでしょうか、必ずしも国道10号線ではございません。

市内の県道及び市道で死亡事故が発生しております。4人のお亡くなりになりました方は、いずれも高齢者でありまして、原付バイク、自転車、或いは、歩いての中での対車との事故でございます。

ちなみに発生場所でございますが、犀川豊前線、新吉富豊前線、県道中津豊前線で発生しています。今後とも、関係機関と連携を取りながら、交通安全対策を強化してまいります。また、交通事故が多発している地域についても、関係機関から連絡を受けまして、私ども地図落としをしております、私どもの施設の不備から起こっておる事故ではないかということについては検証を深め、事業課のほうに情報提供していかうとの考え方で、少しでも交通事故を減らすように取り組んでいきたいと考えております。よろしくご指導の程お願い申し上げます。

○議長 秋成茂信君

建設課長、答弁。

○建設課長 平松義則君

交通安全対策について、お答えいたします。交通安全施設の整備状況については、建設課の管理する市道や通学路につきましては、歩行者の安全確保を図るため、歩道設置や路側帯を利用し、区画線で区分し歩行者の安全を図っております。

また、交通安全施設としてのカーブミラー、防護柵、区画線、反射板等は市民の要望に基づき調査を行い、必要な箇所の整備を行っております。要望件数は、平成15年度27件、16年度26件、17年度33件で合計86件であります。要望内容につきましてはカーブミラーや反射板の設置の要望は概ね完了しております。

防護柵や区画線等の延長の長い要望箇所につきましては、年次計画で行なっているところでございます。昨年はカーブミラー28基、防護柵239m、区画線2770mを設置し安全確保しております。以上です。

○議長 秋成茂信君

社会教育課長。

○社会教育課長 阿部和徳君

青少年犯罪の件でございますが、駐在所がなくなりまして、地域のコミュニティが阻害しているのではないかとご指摘でございますが、駐在所の廃止、統合につきましては県の段階ですが、駐在所がなくなりましたから犯罪が増えたかどうかの把握はしておりません。ただ、青少年の犯罪の中で、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯とかありますが、豊前市におきましては、平成17年で一番多い犯罪は万引き、窃盗犯でございます。

昨今マスコミでいろいろ少年犯罪が報道されております。青少年の健全育成の観点から、社会教育課ではインリーダー研修やジュニアリーダー研修など、子ども会活動及び通学合宿、アンビシャス広場、家庭教育等取り組みしていると同時に、スポーツでは各種少年の交流大会やスポーツ教室、文化面では、子どもミュージカルなど、いろいろ子どもの健全育成を図っております。

今後も、青少年育成市民会議、学校などの各種関係団体との連携を図りながら、地域の教育力の活性化並びに社会環境の浄化に努めるとともに、地域全体で子供を育てていくための取り組みを今後も進めていきたいと考えております。以上です

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

自席より再質問いたします。最初に、飲酒運転の処罰の基準ですけれど、古川議員からも質問があったように処罰があるということですが、懲罰委員会か何かで決めるのでしょうか、教えて頂きたいと思います。

○議長 秋成茂信君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

現在のところ、当市でそのような委員会は設置してございません。基本的には上司である市長が、国のガイドライン並びに昨今の住民の声とか、いろいろなものを総合的に勘案しまして、基本的には国がきちんとしたガイドラインを持っておりますので、それを目処に上司が事故の状況やケースの中で判断していくということになりますので、私どもは事情聴取をしまして資料をつくり、上司に起案しまして決済を頂くというのが現在のシステムでございます。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

私も職業柄いろいろな事故の現場に遭遇しております。事故を起こすと民事責任、刑事責任、そして、行政責任という部分に合わせて、社会的責任が一番大きい重要性を占めるのじゃないか。特に、社会責任が公務員だからという形で、ある程度カバーされているとか、守られているような状態だということも言われてますが、公務員は、市民の模範となるべき人でありまして、ルールを破れば厳格な処分が必要になってくると思います。市長が決めるということですが、今、各市町村はいろんな取り組みをやってますが、ある程度、はっきりしたところを明確に基準を決めて、それを処罰するという意味ではなくて、そこがあやふやだから皆さんがこれぐらいはいいだろう、という考え方をもつのではないかということがあるので、こういうところを再度厳格な処分というか、はっきりした措置を取った方がいいのではないかと思います。どう思いますか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

当然、昨今の内容をみましても懲戒免職ということで、国の基準を見ましても、例えば交通事故を起こして死に至らしめた場合については、懲戒処分から免職ということで、公務員については、一定程度の厳しい処分規定で行われております。また、事故を起こして逃げた、人間としての措置を取らなかったという場合も、免職が相当という処分規定がありまして、決して曖昧と言われるほど、今日は国の基準も甘くないと考えております。ただ、古川議員からも質問を頂きましたが、飲酒や酒気帯びで即免職ということは、社会の状況をみたときにどうなのかという問題もあります。それから自己申告問題がありまして、なかなか完全に平等に把握できないという問題等もありまして、少し躊躇しておりますが、昨今は、そういった問題についても厳罰で臨まざるを得ない。ご指摘のとおり、公務員に甘いから犯罪が起こると指摘されても仕方がない。公務員なるが故に、厳しめに社会に襟を正させるということがあってしかるべきと、昨今の風潮はそういう傾向にあると、私自身確認しておりますので、上司に起案する場合は、自分も含めて、そういう厳しい視点で上申していきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

福岡の亡くなった子どもさんの友人に、たまたま逢いましたが、福岡の山笠に参加されている方は、酒を飲んだら絶対に運転はしないと決まっているから、きちっとそれはやられているということで、お父さんは職員を誹謗・中傷することもなく、自分の子どもに生まれてありがとうと子どもにメッセージを与えていました。それから、福岡市の職員のお父さんが、独自の消防団の救急隊みたいのがあって、その救助の指揮を取っていたという形で、自分の子どもが、そういうことをやると全然思っていないでやっていたと思います。この職員についても、普通は、本当に真面目な態度の職員だったということですが、酒の入った勢いで、かなり変わってきたということですから、酒というのは、本当に怖いものだということを認識させて、そういうところを確認しながらやって頂きたい。

特に、学校の先生、警察官は、飲酒だったら即懲戒免職という形になっていますが、市役所もある程度合わせながら考えていかないといけないのじゃないかと思いますが、そのことについてどう思いますか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

昨今の一向に減らない飲酒の問題につきまして、市としましては、厳しくいかざるを得ない。そういうものが発見され、或いは、摘発を受けた場合は、議員ご案内のように全国的にも中身を問わず、やめて頂くというのが、昨今の公務員に対する厳しい一罰百戒の世論だと私も承っておりますので、そういった厳しい態度で臨まざるを得ないということについては、上司にそのように私自身が進言をせざるを得ない立場にいるということについては、今日のご指導を肝に銘じて運営していきたいと考えます。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

今回の事故を教訓に、公務員のモラル向上に努めて頂きまして、犠牲者が出ないように再度、通達をお願いしたいと思います。今回の事故を教訓に交通事故の再点検を行って頂きたいということでおきます。

いろんな箇所で行っています。事故は大きい道路ではなくて、小さな道路でよく事故が起こるということではありますが、特に、カーブミラーが設置されている所で、汚れて見にくいか、照明の電気が切れているとか、それから、旧10号線沿いの赤熊沓川線に、市と警察が出していますパトカーの形をしている、あれが切れているんですね。

点検していると言われても、実際、落ちている所が多いんですね。そういう所を再度、区

長さんと確認しながら点検して頂いて、早急に改善していかないといけないじゃないかと思しますので、再度、確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。回答をお願ひします。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

赤色灯の設置、或いは、カーブミラーが付いているけれど少し見えにくいとか、ゆがんでるとか、接触を受けて倒れ掛かっているとか、安全施設についての点検は、昨今ガードレールなどの問題も指摘されておりました点検をしておりますが、いかんせん私どもの不十分から、ご指摘頂く件もあろうと思ひます。私どもも事業課と力を合わせて点検してまいりたいと思ひますが、市民の皆さんにも、広く通報等の呼びかけをして、更に、内容の充実を図って、ご指摘頂くようなことが、1つでも少なくなるように取り組みを強化していきたいと思ひます。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

もう一度、確認をお願ひしたいと思ひます。

続きまして、防災士の件ですが、福岡県が防災士講座を6月2日から4日まで開催しております。これは福岡県が地震が起こったときの皆様の資金を借りて、防災士を育成しようということで県でやっているということで、ただ近隣市町村では、行橋市が1名、みやこ町が1名、吉富町が1名、上毛町が3名が防災士を取られていますが、豊前市は、まだ取られてないということですが、民間の力と協力していかなければいけないと思ひますが、来年、県がやると聞いておりますが、豊前市としての取り組みはどう思われるか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

防災士の育成については、市長の答弁にありましたように、県事業で呼びかけをしている。或いは、民間団体が西日本新聞あたりが、後援でやっていると聞き及んでおります。来年は、広く市民の皆さんに呼びかけして行って頂こうかと考えておりますが、年にかなりの日数の研修を義務付けられているようで、この研修終了がないと、受験資格がないとか、救急救命士の資格を持つ必要があるとか、私どもは案内をして市民に行って頂きたいとお願ひするのは簡単ですが、かなりいく立場の方に個人的な負担がいくのかなと思ひて、今日まで躊躇してまいりました。

消防団とも相談いたしまして、この種の呼びかけについては、広く市民の皆さんにやっていきたい。来年は、そのような形で回覧あたりで要請していきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

私は、6月の3日間のカリキュラムの行程を頂きましたが、救命士の資格までしなきゃいけないのか、私もよくわからないのですが、少しでも、そういう意識向上をして頂いて、この豊前市はいいまちで災害が少ない所だと思います。ただ何時どういうふうにかかるか分かりませんので、そういう民間の防災士と一緒に、力を合わせてやっていかなければいけないじゃないかなと。

よく総務課長も土嚢を一生懸命頑張ってもらっていますが、民間の市民と一緒に、皆さんの力を借りてやってしていきたいので、防災士の育成をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、特に、災害時の障害者の防災マニュアル、障害者で手を引いていかないと出て行かれないような、年寄りの方、目や足の不自由な方の防災マニュアルというのができているか、お伺ひします。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

現在、豊前市では、その関係の判定はなされておられません。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員、

○1番 尾澤満治君

障害者の方が何処に行っているのか分からなかったりとか、行きたいけれど自分の力では動けないという部分についても、防災士等と協力し合いながらやっていったらいいんじゃないかと思ひますので、早急に障害者用の防災マニュアルもつくって頂ければありがたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回、子どもたちと体験学習をさせて頂きました。その中で、子ども達にいろんなことを学びました。特に、子ども達が外に出ることによって生き生きとした顔つきというか、顔を見させて頂いたということです。学校では勉強しているふりをしているというかやっている。夜は、すぐに塾に行かないといけない。学童保育で子ども達が暴れることが多いということは先生からも聞いています。

子ども達にストレスがかなり溜まっています。我々、小さいときは野外学習、学校でも雪が降ったら、すぐ外に出て雪だるまとか、いろんな体験をさせてもらったことがあります。そういうことで、豊前市らしさの教育特区という形でできないものか。特に、土曜日と日曜日が休みになりましたが、その日を使って地域の方々と一緒に遊べる、独自の授業に取り組んでは如何と思ひますが、教育長のお考えを聞かせて頂きたいと思ひます。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

いわゆる土曜、日曜が休みになった当初、試行的に第2週、第4週の土曜日を休みにしたときには、かなり小学校区ごとに、体育館や運動場で昔の遊びであるとか、スポーツをするというような取り組みがなされていました。学校週5日制が定着しまして、土曜、日曜の過ごし方については大いに関心があります。文科省と厚生労働省は、来年度から現在やっている学童保育を、各小学校ごとに学童保育だけでなく、勉強も教えるというような形のを計画して、予算化するということで情報を頂いております。

そうなりますと土曜、日曜、或いは、放課後の学童保育に限らず、他の共稼ぎの家の子ども達は、そういった所に登録すれば、学ぶこともできるチャンスもあるということに考えております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

来年度から、文科省の方で学校を開放して勉強会をすると。学校での先生たちは大変だと思います。今回、川で遊ばせて頂きましたが、地域の方、漁業組合の組合長さん、大学の生徒さん、青豊高校の生徒さんと、いろんな方のご協力を頂いて出来上がりました。

豊前市の地域の方は本当に優しく、子どものことを考えてご協力頂いたということで。学校も開かれた学校という形で、地域の方にご協力頂いて、そういう活動をしやすくして頂いた方がいいんじゃないかなと。特に、この前8月に終戦の日ということで、地域のおじいちゃん、おばあちゃんに、お話をさせて頂いて子ども達も喜んでおりました。

そういう地域の人達のコミュニケーションが、今薄れてきている。通学路の点検を今、八屋、宇島、千束とか、いろんな地域の方にご協力して頂いていますが、そこで一部、弊害が出ているような状態もあります。学校を通して、そういう地域との連携を持てていければ、日頃からやっていければ、少しでも解消できるんじゃないかなと。

そして、地域のお年寄りも生きがいとして、子ども達の見守りに行くのだということによって、老人の健康対策にもつながるのではないかと思いますので、市が中心となって取り組んで頂ければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、ご意見をお願ひしたいと思います。

○議長 秋成茂信君。

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

議員のおっしゃるとおり、家庭にいるときの子どもの顔、学校にいるときの子どもの顔、或いは、地域での子どもの顔は、それぞれ三様の顔をしていると思います。

一番伸び伸びしているのは、本当は家庭でなければならないと思っておりますが、家庭が伸

び伸びできない、居心地の悪い所になっているという割合が、だんだん増えているのかなという感じもいたします。従いまして、生涯学習という大きな観点から、学校教育、家庭教育、地域の教育力を総合して、子ども達を健全育成に育てていくという考え方も、これからずっともって、地域の皆様方にはご協力の依頼をしていきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

よろしくお願ひしたいと思ひます。最後に、青少年犯罪で、見守り隊等で大きな犯罪は今ないと思ひますが、これからどういふことが起きるか分かりませんし、子ども達のリーダー研修等して頂きたいと思ひますし、この前、新聞では、久留米でしたか、女子高校生が30何歳の男性が異物を出したと。日頃から危ない人が、うろろうしているという情報があつて何時か捕まえてやろうといふことで、その高校生が空手か何かやっていたといふことで、捕まえて警察に連れて行つたといふことですが、本当に青少年といふのは、体と心の育成じゃないかなと思ひていますが、豊前市に折角、青少年ホームといふ場所があります。しかし、それがうまく使われてないといふ形に思ひています。

数年前も議会で増設といふ提案が来ていふと言われていふますが、青少年ホームの有意義な使ひ方、若い人達の憩いの場といふ形で作つて頂きたいと思ひておひますが、行政は厳しくて予算をカットされていふ形ですが、あそこの増設等で前に出されていふ分で検討して頂けないのか教へて頂きたいと思ひます。

○議長 秋成茂信君

社会教育課長。

○社会教育課長 阿部和徳君

青少年ホームでございますが、これは勤労青少年ホームになっていふますので、働いていふ人を対象にした場といふことですが、今なかなか利用者が少ないといふことで、門戸を開きまして、子どもの健全育成の立場から、また検討してみたいと思ひておひます。

更に、1昨年までサマーチャレンジキャンプ等がありましたが、来年に向かつて、そういうソフト事業も青少年の健全育成といふ立場から検討していきたくと思ひておひます。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

では、検討を頂いて終わらせて頂きます。ありがとうございまして。

○議長 秋成茂信君

尾澤満治議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 11時40分

再開 13時00分

○副議長 中村勇希君

休憩前に引き続き会議を開きます。会議に先立ちまして携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードにして頂くようお願いを頂きます。

一般質問を続行いたします。宮田精一議員。

○8番 宮田精一君

私は、今9月議会におきまして、通告いたしました3項目を質問いたします。

市長並びに執行部の積極的、前向きな答弁を期待いたします。

まず、最初に、増税と社会保障の改悪から住民の暮らしを守るために、というテーマで質問いたします。年金収入が変わらないのに、住民税が4000円から8倍の3万1000円にもなった。こんな抗議に訪れる高齢者で、6月から全国各地で役所の窓口がパニックに陥っていると聞きます。原因は、住民税の老年者控除廃止と、公的年金等控除縮小のため、収入が変わらなくても課税所得が増加したことです。非課税から課税になった人もおります。影響を受けた高齢者は、500万人にもものぼると言われております。

更に、これが国保税や介護保険料にも連動し、負担増は更に膨らんでおります。

小泉内閣が進めた税制改革は、企業の法人税率や高額所得者の所得税率を引き下げる一方で、庶民には増税を押し付けてきました。定率減税の半減により、サラリーマンも増税となりました。更に、政府は、給与所得控除や配偶者控除などの縮小・廃止も検討しております。また、政府は消費税率の引き上げを計画しております。

所得格差が拡大しているもとの、消費税を引き上げれば低所得者ほど負担は重くなり、格差拡大に一層の拍車をかけることとなります。そこで具体的な質問に入ります。

今回の税制改正により、これまで非課税だった人が課税になり、従来より課税だった人も3倍、5倍、8倍、10倍といった具合に重税になったと聞いております。

豊前市においては、世帯、人数、金額で、どのくらいの影響が出ているのか、推計でよいので答弁願いたいと思います。また、納付通知書発送後、この問題についての問い合わせ、苦情等はどのくらい寄せられているのか、集計ができていれば、その数値をお知らせください。

次に、教育行政、今回は就学援助の問題について質問いたします。

ルールなき資本主義のもとで、日本では、1990年代末から貧困と社会的格差の新たな広がりが、重大な社会問題となっております。これらの根底には、人間らしい雇用の破壊があります。大企業最優先の政治が、国民の生活基盤を急速に取崩しております。

東京の東部地域では、この5年間で全区が30%を超えた。昨年末、東京都内で開催された教育財政シンポジウムで、学校事務職員が衝撃的な発言をしました。30%というのは生活保護が対象の教育扶助や、生活保護に準じる所得水準の世帯が対象の、就学援助を受ける公立小中学校の児童・生徒数の割合であります。

就学援助は、学用品や入学準備金、給食費などを支給する制度で、その多くは生活保護基準の1.1倍から1.3倍の所得水準の世帯が対象となっております。

先の30%という数字は、3人に1人の児童・生徒が、生活保護基準ぎりぎりの生活環境におかれていることを意味しております。東京では、特別区23区のうち9区が30%を超え、足立区の42.00%を最高に、墨田区36.90%、板橋区36.55%が続きます。足立区の男性中学教諭は、クラス38人のうち半数を超える生徒が、就学援助を受けています。対象世帯でない生徒にも、給食費の滞納が増え、困窮世帯の増加はここ5、6年顕著ですと話します。また、生活保護受給世帯は、10年前が約60万世帯だったのが、現在では100万世帯を突破しております。憲法では、教育の機会均等が保障されておりますが、これが空文化となりつつあるというのが、現在の状況ではないでしょうか。そこで質問いたします。豊前市における就学援助の受給状況はどうなっているのか。受給世帯及び受給人数をご答弁ください。また、就学援助の適用基準は、生活保護基準をもとに決められると思いますが、豊前市においては、生活保護基準の何倍に設定しているのかこの点についても、ご答弁をお願いいたします。

最後に、談合防止のために入札制度の改善をというテーマで質問いたします。

この問題は、私が議員になって以来、何度か取り上げてきましたが、連続して取り上げるのは、昨年9月議会以来5回目であります。何故、毎回この問題を取り上げるのか。それは入札制度の改善を進めることにより、住民サービスの低下が懸念される行政改革大綱や、集中改革プランなどを推進するよりも、多くの財政的メリットが期待されると思うからであります。執行部においては、この分野の改善を是非進めてもらいたいと思います。

さて豊前市においては、私や他の議員の指摘もあり、少しずつではありますが、入札制度の改善がなされてきました。最近の改善としては、1、設計金額が1億5000万円以上の工事案件の中から、施行条件、技術難易度を考慮し、公募型指名競争入札を試行する。2、現在行っている指名競争入札業者数を1000万円未満、5社以上、1000万円以上、2000万円未満、6社以上、2000万円以上、7社以上に改め、予定価格及び最低制限価格の事前公表と、工事内訳書の提出を求める。3、入札契約事務の透明性を高めるため、現在、閲覧による入札契約事務の公表を市のホームページでも公表する。4、適正な施行体制の確立を図るため、工事施行管理と工事成績評価制度の見直しを行うという4つの改善点が出されました。

そして、この制度が最初に適用されたのが、先の臨時議会で工事請負契約の締結についてとして議案提案された仮称、上町団地前期建替工事第1期工事であります。

この議案については、契約の方法が、公募型指名競争入札であったこと。落札率が82.4%で、談合の疑いがなかったこと。住民及び周辺から反対といった声なかったという執行部の答弁。以上3点から、私も賛成し、全会一致で可決されました。

今回の入札制度の改善は、1歩前進であると評価したいと思います。

そこで質問いたします。今回の成功を教訓として生かすために、現在1億5000万円以上という条件枠を撤廃し、全ての入札を公募型指名競争入札、もしくは一般競争入札に切り替えていってはどうかと思えます。執行部の答弁をお願いいたします。

これをもちまして、壇上からの質問を終わります。市長並びに執行部の積極的、前向きな答弁を期待いたします。

○副議長 中村勇希君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

宮田議員のご質問は、壇上からと自席ときちっと分けて発言通告されております。配慮に感謝したいと思います。答弁は、1番目の大増税と社会保障の改悪から住民の暮らしを守るためには、税務課長からの答弁。次の教育行政につきましては、学校教育課長の答弁。3番目の談合防止のために入札制度の改善は、財務課長からの答弁です。

後は自席から論議を深めたいと思えます。以上です。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

宮田議員の質問にお答えします。大増税と社会保障の改悪から、住民の暮らしを守るためにといたしまして、税制改正による影響について、お答えいたします。

今回の税制改正により、住民にどのくらいの影響が出ているのかとのご質問ですが、昨年度の本市納税義務者数は1万1437名に対しまして、今年度は1万2385名で、約950名の増となっております。個人の所得及び所得から控除できる額についても、毎年異なります。よって影響額等については、完全把握は難しいこととございます。

次に、納税通知書発送後の問い合わせの件数については、何件あったかは完全に把握、確認できておりませんが、多い日は数十件ぐらいあった日もありました。しかし、申告会場での説明及び広報等で事前にお知らせしておりましたので、大きな混乱もなく、ご理解頂けたと思っております。以上です。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

就学援助制度についてのお尋ねですが、その大部分を占める準用保護者に係る補助については、小泉政権の三位一体の改革の中で、平成16年11月26日、政府与党合意に基づき廃止されました。しかし、文部科学省の平成17年6月13日の通知により、財源については所得譲与税として、税源移譲されるとともに、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に参入されることになっています。

豊前市では、これを踏まえ、平成17年に豊前市学校児童・生徒就学援助規則を定めまし

た。額と内容については、平成18年度文部科学省の通知に基づく基準を定めています。議員お尋ねの適応基準は、平成16年度以前、長年、豊前市でも運用してきた基準で福岡県内多くの市町村で適用していたと記憶しています。

現在の基準では、豊前市の規則2条2項(ク)児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当支給の所得基準が目安になります。現行規則から言いますと、生活保護基準と比較するのは、基準が違うので適正ではありませんが、児童扶養手当支給の所得基準から判断すると、1.5倍に近い金額になると思います。本年度の支給状況については、9月現在、小中学校合わせて113世帯、166名となります。以上です。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

それでは、公募型指名競争入札の拡大について、お答えいたします。入札制度の改善につきましては、透明性を高め、更に談合ができにくく自由競争による適正価格が反映できやすいシステムを検討した結果、本年度4点の見直しを行いました。

その1つである公募型指名競争入札の導入は、より競争性を高め、公正な競争を確保するため、業者の受注意欲を確認した上で指名する方法で、個別工事ごとに公募条件を設定、告知し、業者の希望を募り、応募者の中から資格要件に基づき指名業者を選定、入札を行う方法でございます。

今回、仮称上町団地前期建替工事に公募型指名競争入札を適用し、その結果については先の臨時議会でご報告し、ご承認を頂いたところでございます。この公募型指名競争入札につきましては、初めての試みであり引き続き試験的に試行し、結果等を検証しながら拡大について検討してまいりますので、ご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

それでは、順を追って再質問に入っていきたいと思います。まず、税金の関係ですが、去年と比べて950増えたということですが、先ほど壇上でも言いましたけれども、全国で約500万人と報道されているわけですが、もうちょっと具体的に推計できる計算式とかがあって、これは推計はできないでしょうか。この点についてお尋ねします。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

6月の総務委員会でも質問がありましたが、非常に難しく困難です、とお断りしておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

県とか国に対して、どうやって推計するのか、そういう聞けることがあれば是非調べて頂きたいと思います。これは要望として言っておきます。

2番目に、問い合わせ、苦情の関係ですが、多い日には数十件あったという答弁があつて、その後に大きな混乱はなかったみたいな答弁があつたわけですが、実数を把握されていないみたいですが、例年と比べてどういう状況だったのか。例えば、今年の窓口がかなり混乱したとか、異常に増えたような印象があるとか、多少増えたかなとか、例年とあまり変わらないという状況でいくと、どういう判断になりますか、ご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

私は、去年1年だけしか経験しておりませんが、去年より倍ぐらひはあつたと思います。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

倍あつたということで、かなり市民の皆さん特に高齢者の方にこの部分は影響があつたんじゃないかと思ひます。それで個別の制度変更に伴う部分について、6項目について、お伺ひしたいのですが、まず定率減税の半減による影響をお尋ねします。

定率減税でいくと、所得税がこれまで20%減税していたのが、半減ですから10%、住民税が15%で、これが半分で7.5%になりますが、これらについて人数でどのくらい影響が出たのか。それと金額でどのくらい影響が出たのか、ご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

定率減税半減による影響のお答えをいたします。今回の税法改正に伴う主な内容につきましては、まず定率減税半減があります。影響人数は1万1000人で、影響額は約7200万円となっております。以上です。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

それでは、次に、高齢者控除が廃止されて、これがかなり高齢者の方に影響する。もう1つは、公的年金控除の削減の2つが高齢者の方には最も大きな影響をしていると思うんですが、この部分については具体的数字があげられますか、お願いします。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

老齢者控除の廃止、公的年金控除額の削除ですが、現在のシステムでは、影響額等を算出することが困難なため把握できておりません。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

これも先ほど言いましたように、もう少し勉強してできるような部分があれば、是非調べてもらいたいと思います。要望として言っておきます。

次に、生計同一の妻の均等割課税による影響はどうでしょうか、この点について、お答えください。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

17年度の課税実績で報告いたします。該当人数が2200人で、金額は440万円でございます。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

今の部分が2200人の440万円影響が出ているということでした。

もう1点、配偶者特別控除が廃止になったわけですが、この点の影響はどうでしょうか、ご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

先ほど申しましたが、個人所得等の影響により算出することは非常に難しく思っております。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

この問題で最後になりますが、老齢者の非課税措置で、これまで125万円以下であれば非課税だったわけですが、これが廃止されたことによる影響された人数及び金額を、お答えください。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

合計所得125万円以下の老年者非課税措置の廃止につきましては、影響人数は約800人、影響額は約300万円となっております。以上です。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

今の部分で800人の300万円という影響でした。分からない部分も含めて、かなり豊前市でも影響が出ておるといふふうに思います。それで私の意見も含めて述べさせてもらいたいと思いますが、今回、一番大きいのは65歳以上の高齢者の非課税措置の規定がなくなったと。これまででしたら65歳以上は、年間所得で125万円以下の場合、住民税非課税だったわけです。これは具体的な数字でいくとどうなるかという、これまで年金収入が266万6000円までは、住民税が一切非課税だったと。

ところが、今回の非課税措置の廃止によって、夫婦の世帯では年収で211万円、1人暮らしの場合だと年収で155万円以上が、全て課税世帯に変わるわけです。

ものすごく大きな影響なわけです。いわゆる、これは1999年に定率減税ができたんですが、これは何故できたかという、消費税の引き上げがあった。それとサラリーマンの健康保険の1割負担が2割負担になった。それによって、かなりの不況が広がっていくわけですが、この景気対策として所得税20%、住民税は15%という減税をやったわけですが、今回、庶民の先ほど言った部分については削るわけですが、いわゆる、大企業についての減税とか、大金持ちについての減税は、そのまま手付かずです。こういう不公平がまかり通っているのが、今回の状況ではないかと思うわけです。やはり、ここをきちんと見ていかないといけないと指摘しておきたいと思います。

次に、税額の決定についてと控除の制度について、お聞きしますが、税額がどうやって決まるかという、まず収入があって、様々な控除を差し引くと所得が出ると。それに対して税率をかけると税額が決まるとは思います。いわゆる、様々な控除のうちに障害者控除とか、寡婦控除があると思いますが、この2つの制度説明をお願いします。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

説明いたします。障害者控除、寡婦控除等、所得控除は所得金額から控除金額を差し引くことによって、所得税額及び住民税額を減額することができる制度でございます。

まず、障害者控除につきましては、本人または被扶養者のうち、障害者がいるときに適用され、住民税では障害者1人に付き26万円を、特別障害者がいる時は、特別障害者1人に付き30万円を所得金額から差し引くことができます。

次に、寡婦控除につきましては、本人が寡婦に適用され、住民税では26万円、特別の寡

婦については30万円を所得金額から差し引くことができます。また本人が障害者、寡婦、未成年者で前年の合計所得が125万円以下である人については、住民税は非課税とされます。その他にも、配偶者控除、扶養控除、医療費控除等があり、所得金額から差し引くことによって、所得税額及び住民税額を減額することができます。以上です。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

お尋ねしますが、毎年2月15日から3月15日が、申告時期に当たるわけですが、豊前市は、3階の大きな会議室を使って対応されています。私もそこで申告したりするわけですが、医療費控除の部分は横にあって目立つわけですが、先ほど言いましたように、障害者控除とか寡婦控除については、相談とか申告の中で、きちんとした説明はなされていますか。十分、周知、徹底されているでしょうか、この点について、ご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 山村哲夫君

議員さんが言われたとおり、医療費の控除は相談を受けたことがあります、障害者の件も、おそらくあっているのじゃないかと思えます。詳しいことはここで申されませんが。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

だろうということですので、まだ確信になっておりませんので、これは制度として控除があるわけですから、是非、住民に知らせてもらいたいと要望しておきます。

次に、要介護認定者の障害者控除について、お尋ねしたいと思います。

私が記憶しているのは、豊前でも以前、申請があって認めたケースがあった。これは3年か4年前ぐらいだろうと思えますが、市民健康課長は、確か中野課長のときだったと思えますが、豊前市でも、そういうケースがあったというふうに答弁して頂いたと思えます。今回、議事録を調べる時間がなかったのも、後で議事録も調べて見ますが、そういうことがあったと聞いております。

実は、鹿児島市が要介護認定者に、こういう制度がありますということを知らせる通知を全部出しているんです。これは非常に素晴らしい制度だと思います。豊前市でも、是非やってもらいたいと思えますので、後で、もう少しお聞きしますが、この制度は素晴らしいなと思っております。

それで、県内で、こういう対応しているのは、私どもの独自で調べたデータですが、県内で10市21町村、豊前市も、かつてそのケースがあったということで、豊前市は名前が入っていないんですが、入れてもいいんじゃないかと思えますが、そういう要介護認定者

に対し、障害者控除のための認定書を発行している市町村ということで、そういうデータがあります。具体的にそのケースを説明しますと、新宮町の広報が手元にあります。こういう内容になっています。ご利用ください。障害者控除対象者認定制度として、障害者控除は障害者手帳を持っている人などが対象、所得税法施行令10条で規定された人ですが、次の事項に該当する人は、新宮町が障害者控除対象者認定書を発行することにより、所得税、町県民税の障害者控除として、一定金額を所得から差し引くことができます。そして、認定の申請対象者とか、認定の手続きをどうするのか。問合せ先として、その部署が書いてあるわけですが、これは素晴らしい取り組みだと思うわけです。先ほど言いましたように、是非、私は鹿児島市みたいに、要介護認定者に、こういう制度がありますよということを是非、通知として知らせてもらいたいと思うんですが、この点について執行部は、どうお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○副議長 中村勇希君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

障害者控除の中に、要介護者を認定したらというご提案のようではございますけれども、これについては、本市では、まだ、これを十分検討いたしておりませんので、この件については、検討させて頂きたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

是非、これは検討してもらって実施してもらいたいと思っております。要望として言っておきます。これは制度として保障されているわけですから、当然、今回、これだけ増税という形があるわけですから、自己防衛的な面でも、そういう制度は活用できるわけですから、是非、市として高齢者に知らせてもらいたいし、そういう取り組みをしてもらいたいと思っております。要望として言っておきます。税金の関係については、これで終わります。社会保障の部分について3点ほどお聞きします。これも最近、毎回、取り上げておりますが、障害者自立支援法の関係で、3点ほどお伺いします。今、障害者の方いろんな不安を抱えて、10月1日から本格施行ということで、不安に思っておられる方が多いかと思うんですが、現在、支援を受けている人が、支援を受けられなくなるのじゃないかとか。自分が要望している、そういう事業が本当に実施されるのかどうか、この点が大きな関心事だと思うわけですが、私が持っているデータからしますと、地域生活支援事業、この部分に関しては、都道府県が責任を持つのが4つの事業です。市町村が12の事業が対象になるわけですが、この12のうち必須事業が5つあるということは、残りの7つが必須事業ではないわけですが、10月目前ですが、豊前市としては、何処までの事業に取り組んでいくのか、この点についてお聞かせください。

○副議長 中村勇希君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

まず、市の必須事業は何処まで取り組んでいるかについて、お答えいたします。必須事業は当然のことで取り組むべきということですが、豊前市は居住支援の関係については、今、相談事業を委託しています鈴の家の関係については、まだ潜在的に要望者もないだろうという見方をしております。また、その要望があがった時点で、居住支援については取り組みたいと思っております。ほか、相談支援、地域活動支援、移動支援、日常生活用具、コミュニケーション支援については、取り組みを予定しております。以上です。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

この必須でない事業については、どういう扱いになるんですか。この点ご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

その他事業の取り組みですが、訪問入浴サービス、日中一時、社会参加促進事業、この中にいろんなメニューがあるわけですが、基本的には、現在4種目、内容的には、生活訓練としてパソコン、料理、陶芸等、また手話、点字等の養成、点字声の広報、自動車免許取得、自動車改造という部分で取り組みを予定しております。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

必須でない事業についても、要望がある部分については、是非、実施して頂きたいと思えます。この問題の最後になりますが、利用者負担はどうなるか、これも毎回、私は尋ねているわけですが、市長に答弁をお願いしたいわけです。

全国では、この法律がひどいということで、300近くの府や県、市町村で独自の負担軽減策をとっている。県内では、福岡市がやっていますし、大分市が10月から実施予定である。別府市と日田市が現在、検討中であるという状況の報告が入っていますが、やはり何らかの措置をとらないと思うわけですが、その負担軽減策を実施してもらえないでしょうか、答弁をお願いします。

○副議長 中村勇希君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

なかなか微妙なところですが、豊前市としては、鈴の家という独自の方向を持っ

ていますが、今の指摘については、今、時期ですので検討していきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

是非、実施できるような方向で考えてください。次に、教育行政に移ります。就学援助についてです。先ほど113世帯、166名という答弁で、生活保護基準じゃなくて、児童扶養手当の基準で考えて1.5倍ということでしたが、私が聞いている範囲では、生活保護基準で出しているケースが多いみたいですが、どうして、こちらの基準で出せないでしょうか。この点を答弁してください。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

先ほど申しましたとおり、以前の豊前市には規則がなくて、約1.5倍で適用しておりました。ところが、豊前市で1つは条例もないのに支給するというのは、非常に問題があるという考え方もありまして、他の市町村を調べました。筑豊7市は、16年当時は1.5倍という数字を適用している所が多かった。ところが、近年になりまして、補助金でありますから基準がなくて支給するのは問題があるということで、その基準は何処にあるかと探しましたら、昭和時代に当時、文科省が基準をつくっておきまして、その基準をもってうちの規則をつくったわけです。

その基準の中で、一番、所得基準の高い金額といいますと、児童扶養手当の基準というのが、金額が決まっております、それが基準では一番高い金額で、そして生活保護の支給1.5倍を見ますと、大体それに適応しております。ですから、他の市町村には尋ねなかったんですが、通達が昭和時代からあるのを何処の市町村もそれを適用して、その基準の中から支給しておいた関係で、16年うちの方で判断して、多分、その児童扶養手当の基準で行くけれども、筑豊関係が多かったものですから、生活保護基準の1.5倍というのを決めたんじゃないかと思います。

しかし、その1.5倍というのは、何処にも基準がございませんから、うちが17年度につくるときに、文科省の通達を基準にしまして、それを当てはめただけでございます。ですから、生活保護を1.5倍とか、2倍という所も確かあったと思いますが、それはそこそこの慣例として、そういう具合に支給しておったようです。以上です。

○副議長 中村勇希君

宮田議員

○8番 宮田精一君

では、支給方法と申請方法について、お尋ねします。まず、支給方法ですが、現在、振込みになっているのか、それとも手渡しなのか。それと申請方法ですが、これは教育委員

会か学校か、それともどちらでも良いのか。この点についてご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

申請方法ですけれども、現在では、学校と学校教育課両方で申請を受付けております。そして、その申請書はどちらにも置いております。お金はどうなるのかといいますと、申請書に保護者の同意を付けまして、一応、現在では学校長に委任する形を取っております。その形を取ったのは、何故かといいますと、私になってすぐ余った金があるのじゃないか。それをくれという話になりました。ところが支給については要るお金だけを支給するのであって、もし要らない金をやるということは非常に問題があるので、学校の方で要るお金を判断してもらって支給しております。以上です。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

学校長に委任ということは、いわゆる、手渡しになるわけですね。そう考えていいわけですね。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

形式上は手渡しということになりますが、お金は渡しません。学校が管理するという形になると思います。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

では必要な経費、給食費とか学校長に支給されたら、そこから引いて相殺するというか計算していくとか、必要な文房具などについては対象生徒に渡すということですか。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

現行制度では、文科省の通達事項がありまして金額が決まっております。それに基づいて算定しております。ところが学校給食は、学校によって金額が違います。後は社会見学とか、要するに修学旅行とかありますが、それについても学校によって金額が違いますから、はっきり言って、いるだけを学校から生徒に援助するような形になると思います。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

大体分りました。どちらかという、学校が管理してするということですが、私としては、振込みの方がいいかなと思っていたんですが、生活保護の問題で時々いうわけですが、スティグマの問題がありますから、その辺は、是非、配慮してもらいたいと思います。きちんとした対応をしてください。

申請時期について、お尋ねしますが、これは、制度上はいつでも受けられることになっていると思います。それについて、時期的な制限は設けてないんですか、ご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

在学中においては、その前年度に引き続いて申請してもらえば、そのまま引き続いてということになります。新規については、その都度、申し込んで頂ければ規則に基づいて判断して、その月々で決定しております。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

先ほど壇上で言いましたが、給食費の滞納の問題ですが、これは給食費の滞納が出てくるということは、その家庭が金銭的に窮しているということの1つのサインだと思うわけですが、この制度を知らないために、それを見逃しているという部分もあると思いますので、そういうサインが出たら、是非、相談にのるような態勢を組んでももらいたいと思いますが、この点について、ご答弁をお願いします。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

その点については、以前から学校でその問題については協議して、教育委員会にあげて頂くようなシステムになっております。もう20年ぐらい前の校長をされた方は、自分で払っていたというような話を聞くことがあります。ですから、そのことがないように、家庭に問題があるようであれば、教育委員会にあげてもらって、それを教育委員会で問題の処理をするような考え方になっております。今のところそういう案件はございません。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

就学援助の最後ですが、広報の関係についてお聞きします。この問題は3月議会、6月議会で通告しておったんですが、時間が足りなくて、やっと今回やれるようになったわけですが、広報ぶぜんに載せて頂きました。これに対しては評価したいと思います。

それで、これは大阪の八尾市教育委員会のケースですが、小中学生のいる家庭に制度を知らせるチラシを配布していると。広報ぶぜん、一般的な市報に載せても見られない方もおられると思うんです。それに対して、学校から小中学生がプリントとして持ってくる場合は、親御さんはそれを読んで、きちんと把握すると思うんです。ですから、八尾市のように、きちんとその制度が知られるような態勢を組んでももらいたいと思いますが、豊前市でも是非この取り組みをして頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

現在では、新入時に説明をいたしておりますが、その点について、教育委員会で協議してみたいと思います。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

それでは、学力テストの問題について通告しておりましたので、2点について質問いたします。2007年度予定の全国学力テストについては、3月議会で教育長答弁で参加の方針だったと思いますが、これは、あの時感じたのは、教育長個人の意見じゃないかと思いました。それで、これは正式に教育委員会として決定したのかどうか、この点をお聞きします。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

私が事務局を預かっておりますが、教育委員会で全国統一テストの参加については、参加を決めております。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

それは何時決めたんですか。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

そこまでは覚えておりませんが、要するに4月か5月のどちらかの教育委員会で、議案としてあげまして参加するというのを決定しております。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

これは私は3月議会で言いましたから、私としては、すべきではないという立場を申し述べておきます。もう1点は、平成18年度実施の学力テストは、私が聞いている範囲では、地方分権研究会が中心になっているのじゃないかと思いますが、その目的は、財界が収集目的になっていると思いますが、これについては参加するのでしょうか、不参加でしょうか。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

この点についても、教育委員会で決定して参加するようにしております。9月7日に県の説明会がっております。しかし、全体的な面で言えば、全国統一テストも一緒ですが、以前問題があつて、一度取りやめた問題ですから、今後、情報公開等の件も合わせまして教育委員会で協議していく方向で決めております。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

この点については、先ほどと一緒にですが、個人情報保護の観点から問題があるということで、私は反対という意思を表明しておきます。

それでは、最後の談合防止のための入札制度の改善をについて質問いたします。

公募型指名競争入札については、現在、試行段階で、今後検討していくというような答弁だったと思います。それで、執行部の認識をお伺いしたいのですが、これまで何度かこういった入札制度の改善を行ってきたわけですが、一番新しい制度改善で十分だと思っているのか、それとも、まだ改善の余地があると考えているのか。もし考えているとすれば、それはどういう点なのかをご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

お答えいたしますが、入札制度の改善につきましては、これで十分だということはないと思っております。改善については、更に改善をしなければと思っております。

先の6月議会でもご答弁申し上げましたように、公共工事の入札につきましては、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除等は、徹底的にしなければならないと思っておりますので、改善は今後もしなければならないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

それでは、2点目で久しぶりに入札結果表を持ってきました。最近、ずっとファイルするようになって、平成17年12月13日付から、最近では、平成18年8月10日までのやつです。9ヵ月間ですから1年のうちの4分の3です。さっき言っていました上町団地の工事は、議会承認が必要だから載ってませんが、私のファイルに間違いがなければ、この間62件、入札があったと思います。

これで試算してみたんですが、いわゆる、談合してないと思われる80%台の落札は、このうちの4件です。落札率でいくと74.8%、75.2%、76.1%、82.5%、この4つですが、つまり62件のうち4件、パーセンテージに直しますと6.45%が談合がなかったらと推測できるわけですが、残りの58件については、パーセンテージに直すと93.55%と大多数です。このうち100%で落札されているのが2件あります。こういう結果なんです。

先ほどの議会承認が必要だということで、公募指名競争入札が成功した例だと思いますが、いわゆる130万円以上が、随意契約と競争入札にかける部分の境目は。ですから、この部分についても是非、公募型指名競争入札、一般競争入札への制度変更をお願いしたいと思いますが、この点、ご答弁をお願いします。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

ご説明がありました。が、昨年末から今年度前半にかけてですが、4月から18年度は4点の見直しを行っております。それにつきまして、ここにデータがありますが、大体平均しますと94、95%台で推移しているようでございまして、改善によりまして一定の成果が見られていると考えております。今後も改善に向けて、あらゆる角度から検討してまいりたいと思いますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

それと制度の中で予定価格の事前公表について、お尋ねします。

これはいろんな論議があるところですが、事前公表がよいのか、それとも事後公表がよいのかという点が論議になると思いますが、いわゆる談合がある場合は、事前公表の場合は話し合いがしやすいと、それによって高止まりの可能性があるわけですね。

以前は、事後公表だったと思いますが、途中から事前公表になって、また事後公表になって、今回また事前公表になったという経緯をたどっていると思いますが、今回また事前公表にしたのは何故なのか、ご答弁ください。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

予定価格の事前公表につきましては、従来ずっと続けております。昨年は、最低制限価格を昨年出して、予定価格を事後公表にしておりましたが、今年度から両方とも事前公表をしたということで、過去にいろいろやってみて、今回そういうことで上と下を明らかにして、透明性を高めた中で、一定のルールの中で競争をして頂くということで、今回、執行したわけですので、ご理解の程お願いいたします。

○副議長 中村勇希君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

最後に、入札結果表で先ほどの62件を計算してみたわけですが。そしたら9ヵ月で、これは年によって大きな工事は除いている部分がありますが、この集計で3億1300万円の予定価格に対して、落札が2億9800万円、95.2%の落札率です。

これをぎりぎりの線の90%まで下げることによって、約1600万円ぐらいメリットが出ると。これは4分の3ヵ月ですから、4分の4ヵ月、つまり1年に直せば2000万円ぐらいメリットが出るのじゃないかと思うわけです。

更に、間違いなく談合がないだろうという状況、85%ぐらいまで持っていけば、約4000万円ぐらいメリットが出るわけです。だから是非、今後も更なる改善を要望して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長 中村勇希君

宮田精一議員の質問を終わります。

次に、吉永宗彦議員。

○16番 吉永宗彦君

私は質問通告書に基づき、今回2項目の質問をいたしますが、皆さん方のお手元に一般質問者発言一覧表がございますけれども、その質問項目第1点につきまして、この表示について少し手違いがございましたので、申し上げてご理解頂きたいと思います。

開かれた市政のための制度の改善・充実のすすめ方について、と表示されておりますけれども、改善・充実のすすめ方について、という表示では、あたかも具体的なその方法論を訴えるような主旨に受け取れますが、私が通告を出したのは、制度改善・充実のすすめという表示でございました。一緒に考えてまいりたいという主旨でございましたので、あえて申し上げて、ご理解頂きたいと思います。

まず、1点の制度の改善・充実のことについての質問であります。

豊前市は開かれた市政確立のために、自治体の中心的な問題となります情報公開、そして市政に直接参画する立場の人達の、つまり執行部や私たち議会でありますけれども、政治に臨む基本的な姿勢として、倫理性を高めるということが、大変大事な問題でありました

し、豊前市におきましても、この2つの制度が条例化されまして、既に十数年が経過をいたしております。

当時、情報公開条例及び政治倫理条例の制定化に当たっては、残念ながら執行部側からなかなか重い腰を上げない状況にありましたので、やむなく議員提案という方法で、議会の議論を深めましたことを今思い出しております。私も、これらの条例案の策定について執行部及び議会内での意見調整が大変難しくて、大変苦労したことも思い出しているところでもあります。

議会提案の後も、継続審査、或いは、廃案という事態もありまして、なかなかこれが日の目を見なかったという経過の上に立って、今、豊前市は、この2つの条例を持っているわけであります。市議会の可決、条例制定からかなりの年月が経過しておりますし、世界の情勢の変化も既にございます。今日では、どの自治体におきましても、この2つの条例制定は必須条件でありますし、当然のこのようにして、これが運用されておるわけであります。住民監視という機運も高まり、政治に係る人達の政治倫理も、大幅に変革しているのが現状であると思えます。

そこで、本年8月に県下自治体の各透明度、信頼度など総合評価が某新聞で公表されました。殆ど、どなたもご覧になっていることと思えます。公表につきましては、ベスト5、ワースト5が示されておりますが、なんと豊前市はワースト2ということになって、総合評点では県下多くの自治体の中で、不十分だと言われる視点から見て、第2位ということになって大変な驚きをもっているものであります。市民にとっても私達にとりましても極めて不名誉な出来事であり、また落胆したところでもあります。

そこで当市としても、これらの名誉を挽回するために、できるだけ早い段階で条例化された関係制度の見直しをする必要を痛感いたしております。この点について、まずは執行部のご所見を頂きたいと思えます。勿論、議会におきましても、早急に内容を検討し改善すべき点は改善する方法を取らなければならないと思えますし、また皆さんのご相談を申し上げたいと思っております。

次に、先ほども質問の中に出ておりました障害者自立支援法についてご質問いたします。国は、今から3年後になりますが、2011年度末までに、障害者の小規模通所授産施設などを対象にして、今日まで援助しておりました補助金等の見直しも含めて、或いは、組織の体系の新たな改革に向けて移行させるといふ、非常に重要な障害者福祉にとって大きな転換期に差し迫っております。

そこで、まず自治体、市町村では、今年10月から新体系への移行申請を受け付けるということになっておりますが、施設側からの不満や不安が根強いという今日の状況であります。私は、小規模通所授産施設の件に絞り1、2点の質問をしてみたいと思います。

支援法による報酬単価が低すぎるということで、今後、施設運営が維持できないのではないかという大変な不安を持っていることについて、どのようにお考えか。或いは、消費

者団体の補助金の一律削減で、地域の障害者福祉の低下を招くということについても、大きな不安を持っております。更に、当時者、障害者が受けるサービスの量に応じて、1割の自己負担を科すということになりましたが、障害者の働く意欲を阻害することになり、施設の利用を中止する方も出始めているというふうに言われております。

これでは、障害者自立支援法ではなく、自立阻害法だと不満をいう人すら出ているわけであります。このような状況を踏まえて、豊前市では、障害者本人と家族、そして支援者が一体となって今日まで進めてまいりました、小規模ながら通所授産事業所を立ち上げてまいっております。障害者自立のために、日夜を問わず努力をしているのでありますが、今年度中に策定するという障害者福祉計画書の中に、現在、活動を続けております授産施設の存続がきっちりと位置付けられるのかどうか。

2点目は、先ほども質問に出しておりましたが、障害者の自己負担分の軽減については、東京都、或いは、埼玉県におきましても、国に対していろんな要望書を出しておりますし、九州でも、各県主要な都市におきましては、この障害者負担分の軽減のために、市がその支援の具体策を出しておりますけれども、豊前市としては、どのような対応をされるのか。冒頭申し上げましたように、大変大きな変革を迎えておりますだけに、各自治体といたしましても、業務の進め方について、大変ご苦労されているのが現状であります。

豊前市もそうであろうと思っております。各自治体の中には、この事態を想定しながら担当する職場のスタッフの増強などしながら、なんとかして、この難関をクリアしていこうということで、大変な努力をされているわけですが、豊前市におきましては、そのようなことについて、どのようにお考えなのかをお尋ねして壇上からの質問を終わります。

○副議長 中村勇希君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

吉永議員のご質問には、障害者自立支援法につきましては、福祉所長から自席答弁で、私は壇上から、個人情報保護条例制定、情報公開条例制定についての改善のすすめについてご答弁させていただきます。答弁書を書いておるので壇上から、まず読まさせていただきます。個人情報保護法が制定、全面施行され民間企業に対しましても、個人情報の保護が義務付けられておりますが、依然として個人情報の漏洩事件などが絶えない状況にあり、市民の中には、行政や民間企業の個人情報保護の取り組みに対する不信感があることも真摯に受け止めなければならないと思っております。

その不信感をぬぐうために、まず、行政が率先して、あらゆる所で個人情報を保護する意思の徹底と、方策を講ずる必要があるものと思っております。本市におきましては、個人情報保護関連法の主旨に則り、現在ある電子的記録に限られた個人情報保護条例の全部改正が必要で検討を進めております。

また、情報公開条例と個人情報保護条例はセットですが、情報公開条例も制定後10年を

経過しており、この間の情報公開法の制定等の状況もありますので、改正の必要があると思われま。行政改革大綱においても、市民と行政との信頼関係の強化と、透明性確保のため個人情報の保護をしっかりとしながら、情報公開制度を充実することを明記しております。

また、地域情報化を進める上でも、個人情報の保護を十分配慮することも合わせて明記しております。市役所庁舎内においても、職員1人1台のパソコンが配置されるような環境に近づいておりますし、職員研修で、電子自治体構築に向けた情報管理の問題を取り上げて、職員の意識改革の取り組みをしてきました。

情報公開については、従来、外郭団体については、各団体の主体性に任せる形で、市の条例の趣旨に沿った対応をお願いしておりましたが、行政改革の一環として補助金、交付金団体等を含めた団体の経営の健全化と、透明性の確保との関係もありますので、対応を検討してまいりたいと思います。

しかし、その他、まだまだ検討すべき課題も多く残されておりますので、今後、専門家や幅広く関係者の意見も聴きながら、開かれた市政と透明性の確保のため、更に、個人情報保護、情報公開の制度を充実し、合わせて職員の意識改革を進めてまいりたいと思いますので、議員皆様のご理解とご指導をお願いいたします。

政治倫理条例改正につきましては、本市の場合、市長等の特別職の条例と、市議会議員の条例と2本立てであります。市長等の条例につきましては、平成13年に一部改正を行い充実を図っておりますが、市議会議員の皆さんの条例につきましては、平成9年の制定以来そのままの状態でございます。執行部としても、社会の要請等を踏まえて見直しをお願いしておりますので、議員の皆様のご理解をお願いします。以上です。

○副議長 中村勇希君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 入船 正君

私から自立支援法に対応する市の取り組み方法と、今後の課題について、お答えいたします。障害者福祉を大きく変える法律である障害者自立支援法の介護給付事業、訓練等給付事業、補装具、地域生活支援事業が10月1日から施行されます。

障害者が地域で暮らしていくためには、介護サービスと合わせて、日中活動の場が必要とされております。ここでは、事業主体が市となる地域生活支援事業の取り組みについてお答えいたします。

必須事業の3障害相談支援事業、コミュニケーション事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、その他の事業で、訪問入浴サービス事業、更正訓練費支給事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業の取り組みを計画しております。

また、前述事業のうち日常生活給付事業、移動支援事業、入浴サービス事業、日中一時支援事業につきましては、原則1割負担、地域活動支援センター事業につきましては、1日

の利用につき100円を、自立支援給付と整合性を考慮しまして負担をして頂きます。

今後の課題としましては、障害者自立支援法を有効な改革としていくために、自立支援給付とマネジメント体制や就労支援を含め、障害者の自立を支援していきたいと思っております。議員さんのご質問と、若干ずれた部分につきましては後ほど答弁させていただきます。

○副議長 中村勇希君

吉永議員。

○16番 吉永宗彦君

制度の改善・充実について、先ほど壇上から申しましたように、新聞報道でありますけれども、豊前市は、総合点でワーストナンバー2ということでありまして、これはどなたも愕然としたようなものではないか。情報公開については、ワースト5のうち、第1番が豊前市であります。第2番が吉富町となっております。このようにオンブズマンの比較・検討による総合評価であります。このような状況があれば、一刻も早くこれを打開する方向に向かって、執行部も私たち議会も努力していく必要があると思っております。

個人情報の保護条例は、豊前市には、未だ制定されてないと思っております。これとて、今日大変、社会問題になるような難しい問題をはらんでおりますが、であるが故に、逆に一刻も早く個人情報の保護をするための条例は必要ではないかと考えております。

この条例につきましては、かえってマイナス要因に及ぶという考え方もあるようですが、現状としては、やはり個人情報をしっかり保護していくという自治体の立場は、大事ではないかと思っておりますので、担当課長からの所見も承っていきたくと思っております。

市長が、ご答弁されましたように、指定管理者の関係につきましても、そのうちの内容の情報公開、或いは、個人情報の保護の問題、秘密を守る守秘義務の問題等々、優れた条例制定を持っている自治体もたくさんありますので、その辺をどう学び生かしていくのかという方向についても、ご検討、ご答弁頂きたいと思っております。

これらの問題は、ひとり執行部だけの問題ではなくて、中身的には、やはり市議会の意見も大切にしなければならない部分が出てまいります。そういうことからして、今後この制度充実につきましては、適宜、議会ともご協議を頂きながら、それこそ両輪の如くしてより素晴らしいものをつくっていかねばと思っております。

情報公開条例の中で、ベスト1、第1位は、実は築上郡のある町ですけれども、制度をつくりましても、中身的につくった人達が守らないということが起これば、これは大変な事態でありますので、私たち自身も、この制度の趣旨に従って、今後とも条例の運用をしっかりと守っていかねばということも合わせ感じるところであります。

自立支援法の問題であります。小規模授産施設のオーナーの皆さんから、お話を聴きますと、支援法というけれども、今度の法改正は小規模施設については、もう無視していくんだ。大きい施設に合併したらどうかということではないのかな、という意見すらあります。小さい施設は切り捨てていくというのが、国の法律改正の本旨ではないかと言っている

る人がおりますので、その辺についても、実務者として、皆さん方のご認識を改めて聞かせて頂ければと思っています。

この制度によって、そういうふうに取り捨てられるのではないかと危惧している人があまりにも多いということを前にして、今日まで障害者の自立に向かって、本人はもとより家族、それを支援人達が、このまちでも本当に大変な努力をしながら、行政の力を得ながら、この施設の運営をしているわけでありまして、障害者の福祉という部分では、欠かせない諸活動ではないか。そのような施設が、この制度でにっちもさっちもいなくなってもうやめるとか、或いは、行政の力で切り捨てられるという事態になりましたら、これこそ一大事でございますので、そういうことについて、豊前市としては、どのように考えているのか。そして、更に、これからつくろうとします障害者福祉計画書の策定に当たっての今の状況、これから先の考え方についても、ご答弁を頂ければと思います。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

情報公開条例の件と個人情報の件について、担当課として、お答え申し上げます。改正が確か、平成15年6月議会、9月議会、12月議会と、3回にわたって、この種の案件についてご指導頂きまして、あけて2月ごろ個人情報保護の制定についてということで、市民の皆さんにご理解を頂くための改正のポイント等について、市報を通じて説明をいたしました記憶があります。

どうして時期を失しているのかということについても、お詫びを申さなければなりません。が、実は、この前後に町村合併の話が出ておりまして、そういう意味では、情報公開条例の中で、ベスト1と言われる自治体と本市が、殆ど合併ができるのではないかとという機運ができておりまして、多分この案件につきましては、議会の皆さんのご理解を頂いて、かなりベスト1の自治体の判例が、当事、参考という形で、多分この形を導入されるのではないかと、執行部としては判断をしております。結果として、あのような出来事が急遽おこりまして頓挫をしたというのが、今日までの経過でございます。深くお詫び申し上げておきたいと思っております。

本市といたしましても、近隣の市町村の進んだ内容を参考にいたしまして、そのような形で議員の皆様にご理解を頂こうということで、原案の準備はできておりますが、時期を失しまして、50周年の合併行事とかいろんな関係で、ずるずると遅れて今日に至っていることを深くお詫び申し上げます。

情報公開につきましては、当初は、情報公開と個人情報保護というのは、あまりセットで考えられておりませんでした。そういう関係で、このランク状況は違う自治体がありますが、本市といたしましては、情報公開をするとともに、個人情報の保護をきちっと守っていかなければ、これはうまくいかないということで、本市といたしましては、この2つを

セットに考えているということをお知らせしておきたいと思っております。

それから、制定して10年経過しておりますが、市長もそのように答弁しておりますが、情報公開の改正で、例えば、当市が遅れていると指摘されている点は、外郭団体の取り扱いで土地開発公社等をこの対象にしてないとか、情報公開の請求権者をどなたでもということで、市内に住む者とか、市内に企業がある者ということで、うちは制限しておりますが、現在、他の自治体では、請求権者が誰でも請求できるという形とか、不服対象文書の審査会の調査権限の問題とか、指定管理者制度を新たに設けられておまして、こういった問題をきちっと情報公開の対象にするということとか、何よりも文書の写しコピーであります、この金額が当市の場合は、現在、見たときに如何なものかと。

ですから、情報公開はするようになってはいますが、請求するとたくさんの金がかかるシステムになっているといった問題を、もっと軽微な形で負担が少ない形でできるようにする。或いは、一部事務組合の部分はどうするのかといった問題で、当市の場合は、若干、時代の変化の中で弱いのではないかと考えております。

まだまだ電磁的記録の公開や、いろんな問題で課題がありますが、当市が遅れております原因は分析ができておりますので、こういった問題を十分に精査いたしまして、一刻も早くこの種の問題について、議会の皆様のご理解を頂くような形で制定に向けて前向きに進んでいきたいと考えております。よろしくご申し上げます。

○副議長 中村勇希君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

小規模授産施設、或いは、小規模施設の関係について、大きな施設に合併されるのではないかなどということ、施設側が苦慮されていると。もう1つ、福祉計画の進捗状況について報告をということで答弁させていただきます。

まず、小規模通所授産施設、小規模作業所、或いは、共同作業所の部分で、豊前市小規模通所授産施設が1箇所、共同作業所、或いは、小規模作業所といわれる部分が3箇所あります。この関係について、小規模通所授産施設についてのご質問だと判断いたします。

この部分につきましては、国が認可した作業所であります。現在、国・県から4分の3の補助、そして17年度については1000万円の補助を受けております。

現在につきましても、国の事業でありまして、新体系移行後についても上のほうを目指しているはずですが、もう1つ共同作業所、或いは、小規模作業所については無認可、国から認可されていない部分の作業所が3箇所あります。そして、現在、国・市2分の1ずつの440万円の補助を出しております。そして、この部分につきましては、10月1日から施行されるわけですが、地域生活支援事業は市町村の取り組み事業になります。

小規模通所授産施設は国の事業となりまして、当然、今度の自立支援法で施設側についても、障害者本人についても、大変な問題が生じていますが、この関係につきましても8月

5日に、福岡県都市福祉事務所長会がありまして、私たちも県下所長会が、県・国に要望しております。定率負担の関係、そして体系の見直しと障害のある人、その家族またサービス事業者、施設等について大変な影響をしていると。そして、この改善をとということで要望をあげておりますが、国の事業は市町村にとりまして問題があるにしても、私たち一番問題なのは、市町村が取り組む地域生活支援事業、この3施設現存しています小規模作業所の移行先として、地域活動支援センターが当てられているわけですが、この関係につきましても、今度の補正予算でも別の部分ですけれど、2箇所分の要望がありまして、勿論、補正予算に計上しております。県は当分の間という表現をしております。

次年度も続くかどうかははっきりしないのですが、当分の間、県も現存の440万円の補助で対応を考えています、という表現になっております。

それから、福祉計画の進捗状況ということですが、その内容ですが、障害者福祉サービス及び相談支援の提供態勢の確保に関する基本事項等を、平成23年度までの新体系の移行を念頭に置きながら数値目標を設定して、平成18年度中、平成20年度までを第1期とした障害福祉計画を策定するという事になっております。

そして現在の進捗状況ですが、障害者、一般市民に対してアンケート調査を郵送配布しております。一般市民、健常者に1000件、知的障害者、精神障害者に150、150。身体障害者に700件。手帳保持者が身体障害者が約1600人、知的障害者は160人、精神障害者が約160名、手帳保持者がいらっしゃいます。その関係で郵送しております。これが8月10日までとしまして、約6割の集約ができております。この分を現在は、コンサルの方に集約して分析してもらっております。そして障害者団体、施設関係のヒヤリングを行いまして、8月中旬に施設関係7施設、障害者団体を4団体の関係のヒヤリングを行いまして、それによって障害者の意向、施設側の意向等を調査しております。

そして、障害福祉策定委員会を立ち上げて、障害者3名を含む17名構成ですが、第1回の策定委員会を9月28日に予定しております。現在、そういう進捗状況であります。

○副議長 中村勇希君

吉永議員。

○16番 吉永宗彦君

制度の改善充実につきましては、様々問題もございますけれども、いずれにいたしましても、新聞報道されるような事態は、1日も早く解消しなければならないという点では、同じ考え方だと思いますので、是非そういう取り組みをお願いしたいと思うんです。

その際に、方法論としては、先行している優れた制度を持っている自治体に対する調査活動といいますか、資料入手等も含めて、これは我が市の分と、優れた部分との比較対照する中から、1つの具体案が出そうな気がいたしますので、是非、優れた自治体の関係については、調査を進めていくということを行う必要があるのではないかと。

それぞれの条例化につきましては、申し上げるまでもありませんが、我が市のできたもの

は、もう10年経過していると思いますが、やはり時代の推移とともに市民の関心度も変わってまいりますし、まさに豊前市は、今、改善する時期に来ているのではないかと。

私ども議会議員に関する部分におきましても、基本的に欠落している部分があることも承知しておりますだけに、執行部が原案をつくるにおきましては、同時に市議会議長等と内々の意見交換なども是非しながら、協同的な立場で推進して頂くようお願いができればと思っております。

それから、本日の質問の中で職員の倫理の問題が出されました。これは私は本日、質問する念頭になかったわけですが、大変切実なものであるということを執行部側も認識されておりますので、職員の倫理の一層の確立のために、具体的に何を実践するのか。執行部の答弁では、非常に強い決意が述べられておりますだけに、そのようなものも、この際に考えていったらどうだろうかという気がいたしますので、ご見解を頂きたいと思っております。

障害者自立支援につきましては、授産施設のことと取りまとめて一口で申し上げましたが、作業所の問題もございました。それで、これは様々な制度の違いもありますので、個別に質問するわけにもまいりませんが、要するに授産施設であれ、作業所であれ、これは皆さんが大変、耳痛い話かもしれませんが、丁寧に説明して欲しいと。そして、自分たちの意見も聞き入れられるものと、入れられないものもあるかもしれませんが、意見、話は十分聞いて欲しいというのがあります。

これは、やはり障害者の福祉のために、日夜、頑張っている皆さん方の気持としては当然だと思いますので、是非、機会をつくって頂いて、特に、授産と作業所の関係の施設代表者の皆さんと、今1回個別に逢って意見を聴く会を持ってもらえないだろうか。

そして、今日まで頑張った皆さん方が、ほぼ納得する中で、次の時代の福祉をどう進めるか、指導も受けながら頑張っていきたいという思いも強いわけですので、是非、話し合いをする機会をつくって頂けないかと思っておりますので、その辺について見解を頂きたいと思っております。

それから、何においても、やはりこの種の改革を進めるときに、福岡県が一定の調整役或いは、県内の各自治体の調整だとか、或いは、いろんな偏りについての指導はあると思いますが、その前段として、豊前市がどういうふうを考えているか、これが大事だと思うんですね。国が決めたから県はそのとおりにする。県が決めたから豊前市がそのとおりにすればいいというのではなくて、やはり、こういう障害者福祉の運動、取り組みの歴史があるわけですから、現場がどうなっているか、これが一番だろうと思っております。

このことを、そして現場の皆さんの声を、県にそのまま述べて頂いて、そして県の判断を最終的に仰ぐという手法をとっていくべきではないかと思っておりますので、以上、2点について見解を承っておきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

吉永議員の情報公開に端を発しまして、進んだ自治体との比較検討はどのようになっているか、或いは、資料収集はどうなっているかということですが、直近の資料はありませんが、近隣の進んでいると言われる自治体の資料収集については、その都度、情報の提供を頂きまして比較検討させて頂いておりますので、かなりそういった情報については、公開できるのではなかろうかと考えております。それが1点でございます。

それから、議会との意見交換でございますが、市長も答弁いたしましたように、例えば政治倫理条例等につきましては、豊前市の場合は、特別職、とりあえず市長、助役、収入役、三役の情報公開を義務付けておりまして議会と2本立てでございます。

例えば、進んだ自治体におきましては、政治倫理条例を議員さんも加える、或いは、教育長や農業委員会の委員さん、公社の役員、公営企業の管理者等と一括して制定するという事で、大体、進んだ自治体は2本立てという形ではなく、1本立てで行政に係るもの、公職に付くものということで、政倫を決めているという傾向もあるようでございます。

こういった問題につきましても、長い歴史があって、今日の事態にきておりますから、当然そういった問題について、いろんな長所・短所がありますので、当然、議会の皆さんや関係機関の皆さんと調整や意見交換は、当然、前提として必要かと考えておりますので、今後ともよろしくご指導をお願いしたいと思います。

それから、職員の倫理条例の問題でございます。午前中より、厳しい昨今の公務員の不祥事について、身につまされるご指摘を頂いております、言葉だけでは担保にならないのではないかとご指摘につきましては、私もそのように考えております。

言葉主義にならないように、職員の倫理条例の制定という問題も、昨今、避けて通れない課題ではないかと考えておまして、当然、自治体の特別職の倫理を問う以上、それを執行する職員のあり方が問われてしかるべきだと思っておりますし、昨今の公務員の批判を見た場合、避けて通れない課題だと考えておりますので、この改正の時には、職員の倫理条例についても合わせて検討頂き、ご議決頂くというのが望ましいのではなかろうかと個人的に考えておりますので、ご指導、ご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長 中村勇希君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

私から、授産施設また施設等の話し合いを持つことをということ、それから、県の調整も必要だが地元の声を生かして欲しいということの関係について、お答えいたします。

先ほど、障害者福祉計画策定に向かって、施設等の話し合いを持ちましたということだったんですが、この小規模授産施設関係は4施設いらしています。また改めて話し合いを持

つということであれば、私から今議会が終わった段階で、また改めて電話したいと思っております。

もう1つ、市の声を生かしてということではありますが、今回の障害者自立支援法の中の地域生活支援事業ですね、福祉事務所一体となって、精いっぱいの障害者の意見、また施設、事業所等の意見を生かして頑張ってきたつもりです。また、今後とも、この姿勢で向かっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長 中村勇希君

吉永議員。

○16番 吉永宗彦君

2点質問させて頂きました。いずれも豊前市にとりまして、今日、大変重要な課題だろうと思っておりますので、ご答弁頂きましたような主旨で、今後ともご努力をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長 中村勇希君

吉永宗彦議員の質問を終わります。

これより関連質問に入ります。関連質問は、1人答弁を含め10分以内であります。

関連質問はありませんか。山崎議員。

○2番 山崎廣美君

尾澤議員の防災についての関連質問をいたします。今、県道、市道がありまして、当然、その中には街灯が設置されております。多分、県道については何メートル置きに1本と、設定されているだろうと聞いておりますが、その中で、市道に対する街灯の設置状況は何メートルと、極端に言えば50mに1本と制定されて、それが実施されているのか。あるのかないのか、お伺いしたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

県道の街灯の件でございますが、私はつぶさには分かりませんが、実態を見ましても市道は、今のところ何メートルに街灯1本付けるということは決めておりません。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

決めてはないというより、そういうのはないのですか。事故防止のために、大体、県道の場合は40mに1本という規定があるそうですが、現実には40mに1本が設置されてないで、要望があれば設置して頂くということを知ったものですから、今いろんな事故防止のために、豊前市の市道の中で街灯が十分設置されているのか、その対策ですね。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

街路灯ということなのか、防犯灯ということなのか、要するに交通安全や防犯上の視点で、豊前市内にいろんな夜間、明かりをとすための施設のことだと思いますが、街路灯の場合は、集落から集落の間でない場合、そして非常に危険度が高い場合については、極力つけていきたいと考えまして、これは市の負担で大体行うことを考えております。

それから、防犯灯につきましては、市に集落の中でやるということで、補助事業で豊前市で申し込みがあれば補助金を出して設置していくということで、これは何メートルに1本という形ではなくて、実態調査を私どもでやっておりますので、申請があれば殆ど99%、5mか3mに1本というようなことについては困りますが、申請を尊重しまして、極力認めていっているというのが現状でございます。但し、この場合につきましては、後の電灯代が月に240円から300円近くかかったかと思いますが、集落の負担で現在のところお願いしていると、こういう違いがあると思います。以上です。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

要望があればということで、当然、街灯については、使用料は集落の中で納めていくのだらうと思っております。事故が非常に多いという中で、各地区から要望があると思うんです。要望があれば至急設置して頂きたいと思えます。

それと、学校の侵入者に対する対策で、私は新聞等で見ましたが、学校自体が防御策といえますか、教訓に則っていろんな対策をやっていると聞いております。極端に言えば、こん棒を準備したとか、それに対するいろんな防御を準備しているということを見ましたが、豊前市における各学校の侵入者に対する対策を、豊前市はどのようにやっているのか。また訓練等を実施しているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 中村勇希君

教育長。

○教育長 森重高岑君

各学校には、まず、校舎の入り口に関係者は許可なく校地に入ることを禁ずるというようなステッカーがあります。それから、入りましてから必ず職員室、或いは、事務室に受付を通過して氏名を報告してということまでしております。そのほか、さすまたというものを各学校の教室に配置しております。そういう程度でしょうか。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

ステッカーとかは当然あるべきものだと思いますが、異常者はそういうのを無視して、

そのまま入るということで、何日前か生徒が3人話しておってやかましいと言った。それから、家に帰って刃物を持ってきて刺したという事件もあっておりますので、当然、あってからは遅いので、そういういろんな事件がっておりますので、特に、学校の侵入者は、一番父兄が心配していることであろうと思いますので、そういう刃物に対する道具等は、十分、今後検討して、学校に設備するなり検討して頂きたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

教育長。

○教育長 森重高岑君

人命第一でございます。子どもが朝元気で学校に行って、無事に家に帰り着くまでが学校の責任でございます。そういった意味では、万全の態勢をとっていきたいと考えております。今後とも、学校は勿論でございますが、地域の協力をお願いしたいと思います。

○副議長 中村勇希君

他にございませんか。吉永宗彦議員。

○16番 吉永宗彦君

尾澤議員の質問に関連して、助役さんと教育長にお尋ねします。

1つは、先ほど、子どもたちの安全通学の問題で質問・答弁がありましたが、建設課長の答弁では、子どもの安全通行のために市道の路肩を整備して、区画線を引いて車と子どもの歩行の区分をしながら、安全を守っていくということが言われたようです。

それが、規模が大きければ年次計画を立ててやっていきますと言われていましたが、千束中学校の周辺の小中学校の子供たちの通学市道、既に地元から陳情して10数年になると思いますが、先般、陳情しました区長さんが、あれはできないと市の方から話がありました、と言われておりましたので、ちょっと思い出して質問しますが、担当課の答弁と現実の問題は、これほど隔離があるのか、乖離があるのかなと唖然としていますが、この点について執行部の市長さんか、助役さん、ご自身の口から答弁を頂きたい。

2点目は、これも子どもたちの安全のためのものですが、教育長にお尋ねしますのは、不審者対策、登下校途中における子ども達の安全を守るために110番ステッカー車、車にステッカーを貼って子どもの安全を守るという運動があります。

地元の皆さんが安全を守るために、見張りをやっている地域もございますが、先般の議会で私は質問いたしましたが、議員の発言に対する関連質問で、是非この問題を教育委員会として論議して頂きたい、と教育長にお願いしておきましたが、その後、教育委員会で正式に議題として議論されたことがあるかどうかについて、お尋ねします。

○副議長 中村勇希君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

千束中学校周辺の路肩の補修改良でございますが、これについては議員が言われるよう

に、10数年になろうかと思えます。先般、現場を見まして実施したいということでお話ししておりました。現在、補助事業として実施したいということで、19年1月に補助申請するようにしております、19年度事業で実施したいということで、区長にお答えしたのではないかと思います。以上です。

○副議長 中村勇希君
教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

児童・生徒の登下校の安全の問題でございますが、ステッカー車、或いは、地域での見守り隊については、皆様方のご協力を頂いて実施できておりますのに感謝申し上げたいと思います。それから、教育委員会で協議したかというご質問ですが、校区の中で、どういう活動をしているということを、教育委員さんには報告しておりますが、10月の教育委員会で総合的な考え方について、教育委員会にお諮りしてお考えをお聞きしたいと思っております。

○副議長 中村勇希君
建設課長。

○建設課長 平松義則君

先ほど、千束中学校周辺の整備について答弁の件であります、道路整備交付金事業に、平成19年1月に申請いたします。この事業は5ヵ年で完了する事業でありまして、事業箇所が数箇所にまたがりますので、今、千束中学校周辺事業が、今の段階で何年度に施行するというのは、今の時点では未定でございます。

○副議長 中村勇希君
吉永議員。

○16番 吉永宗彦君

子ども達の安全のための市道への区画線の整備は、たくさんの地域があると思えますが、既に10数年の経過を経ておりますので、できるだけ早急にして頂ければ子ども達はもとより、地元の人達も随分安心するだろうと思えますから、できるだけ早い時期に完成するようにお願いしたいと思います。

教育長のご答弁ですが、私は先般、関連質問いたしましたのは、教育委員会として、教育長が、この議会の中で議員の意見とか提言等を聞くだけではなく持ち帰って、教育委員会という正式の機関でご議論頂くことが大事だと。そして教育長はもとより、全ての教育委員の皆さんが、教育関係者としても、自覚を一層高めて欲しいというふうに、大変、僭越けれどもそういう表現でお願いしてきたところであります。

直ちに、できるだけ早い場合の教育委員会で議論が終わっていると思いましたが、なかなかそうもなっていないようですから、是非早急にやって頂きたい。と申しますのは、私どもシルバー人材センターという所がありまして、ここでその種の問題に参加できると

すれば、毎日、10数台の車が出ておりますから、その車にステッカー110番を貼ってその車が豊前市内にいたる所にあるということを、不届きな者の目に留めたいという思いがあって、シルバー自体でこれをやろうとしているわけですが、その際に、そういう話を聞きましたら、シルバーさんありがとうございます、是非協力してください。

しかし金はありませんよ。或いは、金を出しますよ、どちらでもいいですけども、そういうふう当事者としての感激を持って対応して欲しい。何か他山の石のように催促させて頂いても、いや、まだそこまで行ってませんか、担当者はどなたか知りませんが、住民の側からそういう提言があっても、相談する場所すらない。真剣に受け止めて聞いてくれる人もいないとすれば、皆さん方の取り組みが、如何に空虚なものかということを感じてしまいますから、そういうことのないように、今後、教育委員会あげて子どもの安全のためには、全身全霊を打ち込んで取り組んで頂きたいことを申し上げて終わります。

答弁は要りません。

○副議長 中村勇希君

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

これで本日の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の日程はすべて終わりましたので、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて散会いたします。

散会 15時00分